

UQ mobile通信サービスⅡ契約約款

第9版

令和4年4月15日

沖縄セルラー電話株式会社

目 次

| | |
|--|----|
| 第1章 総則 | 7 |
| 第1条 約款の適用 | 7 |
| 第2条 約款の変更等 | 7 |
| 第3条 用語の定義 | 7 |
| 第2章 UQmobile通信サービスⅡの種類 | 12 |
| 第4条 UQmobile通信サービスⅡの種類 | 12 |
| 第3章 UQmobileⅡ契約 | 13 |
| 第5条 契約の単位 | 13 |
| 第6条 契約申込みの方法 | 13 |
| 第7条 契約者暗証番号 | 13 |
| 第8条 契約申込みの承諾 | 13 |
| 第9条 UQmobileⅡ契約者の契約者確認の取扱い | 14 |
| 第10条 本人確認書類の照会 | 14 |
| 第11条 電話番号 | 14 |
| 第12条 UQmobileサービスⅡの利用の一時中断 | 15 |
| 第13条 UQmobileサービスⅡ利用権の譲渡の禁止 | 15 |
| 第14条 UQmobileⅡ契約者が行うUQmobileⅡ契約の解除 | 15 |
| 第15条 当社が行うUQmobileⅡ契約の解除 | 15 |
| 第16条 初期契約解除の取扱い | 15 |
| 第17条 その他の提供条件 | 16 |
| 第4章 ローミング契約 | 17 |
| 第18条 ローミング契約 | 17 |
| 第19条 特定事業者の契約約款による制約等 | 17 |
| 第20条 電話番号 | 17 |
| 第21条 ローミングに係る端末設備の工事等 | 17 |
| 第22条 当社が行うローミング契約の解除 | 17 |
| 第5章 オプション機能 | 18 |
| 第23条 オプション機能の提供 | 18 |
| 第24条 オプション機能の廃止 | 18 |
| 第25条 UQmobileサービスⅡの利用の一時中断があった場合の取扱い | 18 |
| 第6章 SIMカードの貸与等 | 19 |

| | | |
|--------------------|------------------------|----|
| 第 26 条 | S I Mカードの貸与 | 19 |
| 第 27 条 | 電話番号その他の情報の登録等 | 19 |
| 第 28 条 | S I Mカードの情報消去及び破棄 | 19 |
| 第 29 条 | S I M等の管理責任 | 19 |
| 第 30 条 | P I Nコード | 20 |
| 第 7 章 利用中止等 | | 21 |
| 第 31 条 | 利用中止 | 21 |
| 第 32 条 | 利用停止 | 21 |
| 第 33 条 | 利用限度額の設定 | 22 |
| 第 8 章 通信 | | 24 |
| 第 1 節 通信の種類等 | | |
| 第 34 条 | 通信の種類 | 24 |
| 第 35 条 | 電波伝播条件による通信場所の制約 | 24 |
| 第 36 条 | 相互接続に伴う通信 | 24 |
| 第 37 条 | 特定事業者との間で継続して接続する通信 | 24 |
| 第 38 条 | 国際通話の取扱い | 25 |
| 第 39 条 | 外国における取扱い制限 | 25 |
| 第 2 節 通信利用の制限等 | | |
| 第 40 条 | 通信利用の制限等 | 25 |
| 第 41 条 | 通信の利用を制限する措置 | 26 |
| 第 42 条 | 同上 | 26 |
| 第 43 条 | 同上 | 26 |
| 第 9 章 料金等 | | 27 |
| 第 1 節 料金及び工事に関する費用 | | |
| 第 44 条 | 料金及び工事に関する費用 | 27 |
| 第 2 節 料金等の支払義務 | | |
| 第 45 条 | 基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務 | 27 |
| 第 46 条 | 通話料及びデータ通信料の支払義務 | 28 |
| 第 47 条 | 手続きに関する料金の支払義務 | 28 |
| 第 48 条 | ユニバーサルサービス料の支払義務 | 28 |

| | | |
|-----------|--------------------------------|----|
| 第 49 条 | 電話リレーサービス料の支払義務 | 28 |
| 第 50 条 | 工事費の支払義務 | 29 |
| 第 3 節 | 料金の計算及び支払い | |
| 第 51 条 | 料金の計算及び支払い | 29 |
| 第 4 節 | 預託金 | |
| 第 52 条 | 預託金 | 29 |
| 第 5 節 | 割増金及び延滞利息 | |
| 第 53 条 | 割増金 | 30 |
| 第 54 条 | 延滞利息 | 30 |
| 第 6 節 | 収納手数料の負担等 | |
| 第 55 条 | 収納手数料の負担等 | 30 |
| 第 7 節 | 相互接続通信の料金の取扱い | |
| 第 56 条 | 相互接続通信の料金の取扱い | 30 |
| 第 8 節 | 特定事業者に係る債権の取扱い | |
| 第 57 条 | 特定事業者が提供するローミングに係る債権の譲受等 | 31 |
| 第 58 条 | ローミングに係る債権の譲渡等 | 31 |
| 第 58 条の 2 | UQ mobile 通信サービスⅡの料金等に係る債権の譲渡等 | 31 |
| 第 10 章 | 保守 | 32 |
| 第 59 条 | 契約者の維持責任 | 32 |
| 第 60 条 | 契約者の切分責任 | 32 |
| 第 61 条 | 修理又は復旧 | 32 |
| 第 62 条 | 修理又は復旧の場合の暫定措置 | 33 |
| 第 11 章 | 損害賠償 | 34 |
| 第 63 条 | 責任の制限 | 34 |
| 第 64 条 | 免責 | 35 |
| 第 12 章 | 雑則 | 36 |

| | | |
|--------|--|----|
| 第 65 条 | 発信者番号通知 | 36 |
| 第 66 条 | 緊急通報に係る情報通知 | 36 |
| 第 67 条 | 承諾の限界 | 36 |
| 第 68 条 | 利用に係る契約者の義務 | 37 |
| 第 69 条 | 利用者登録 | 37 |
| 第 70 条 | 特定事業者が提供するローミングの利用等 | 38 |
| 第 71 条 | 特定事業者の電話サービス等契約約款における電話利用契約の締結 | 38 |
| 第 72 条 | 他の電気通信事業者への通知 | 39 |
| 第 73 条 | 契約者に係る情報の利用 | 39 |
| 第 74 条 | 位置情報等の匿名化利用 | 39 |
| 第 75 条 | 電話番号案内 | 40 |
| 第 76 条 | 電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等 | 40 |
| 第 77 条 | 提供条件書等 | 40 |
| 第 78 条 | 法令に規定する事項 | 40 |
| 第 79 条 | 準拠法 | 40 |
| 第 80 条 | 閲覧 | 40 |
| 第 81 条 | UQmobile 通信サービスⅡの廃止 | 40 |
| 料金表 | | 41 |
| 通則 | | 41 |
| 第 1 表 | 料金 | 44 |
| 第 1 | 基本使用料 | 44 |
| 第 2 | オプション機能使用料 | 54 |
| 第 3 | 通話料 | 61 |
| 第 4 | データ通信料 | 69 |
| 第 5 | 手続きに関する料金 | 74 |
| 第 6 | ユニバーサルサービス料 | 77 |
| 第 7 | 電話リレーサービス料 | 78 |
| 第 2 表 | 工事費 | 79 |
| 第 3 表 | 付随サービスに関する料金等 | 80 |
| 第 1 | 通信明細書発行手数料 | 80 |
| 第 2 | 支払証明書等発行手数料 | 80 |
| 第 3 | 利用料金証明書発行手数料 | 81 |
| 第 4 | 請求書の発行手数料 | 81 |
| 第 5 | 払込取扱票発行手数料 | 81 |
| 第 6 | 窓口取扱手数料 | 81 |
| 第 7 | 空き電話番号検索手数料 | 82 |
| 第 4 表 | 証明手数料 | 83 |
| 別表 1 | オプション機能 | 84 |
| 別表 2 | 海外ローミング機能（海外インターネット利用に係るものを除きます。）の海外利用 | |

| | |
|---|-----|
| 域 | 93 |
| 別表 3 海外ローミング機能（海外インターネット利用に係るものに限ります。）の海外利用 地域 | 96 |
| 別表 4 国際通話の通話先地域 | 98 |
| 別記 | 100 |
| 附則 | 114 |

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このUQmobile通信サービスⅡ契約約款（以下「この約款」といいます。）によりUQmobile通信サービスⅡを提供します。

(注) 本条のほか、当社は、別記2に定めるところによりUQmobile通信サービスⅡに付随するサービス（以下「付随サービス」といいます。）を提供します。

(約款の変更等)

第2条 当社は、合理的と認められる範囲でこの約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、この約款を変更する場合は、変更後の約款の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法によりその内容を説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|-----------------|---|
| 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 |
| 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること |
| 電気通信回線設備 | 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付随設備 |
| 通話 | おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信 |
| データ通信 | 電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信 |
| 電話網 | 主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備 |
| データ通信網 | データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備 |
| UQmobile通信サービスⅡ | 電話網又はデータ通信網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供するもの |
| サービス取扱所 | (1) UQmobile通信サービスⅡに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりUQmobile通信サービスⅡに関する契約事務を行う者の事業所 |
| UQmobile | 当社からUQmobileサービスの提供を受けるための契約 |

| | |
|--------------------------|--|
| Ⅱ 契約 | |
| U Q m o b i l e Ⅱ 契約者 | 当社と U Q m o b i l e Ⅱ 契約を締結している者 |
| ローミング契約 | 当社からローミングの提供を受けるための契約 |
| ローミング契約者 | 当社とローミング契約を締結している者 |
| 契約者 | U Q m o b i l e Ⅱ 契約者又はローミング契約者 |
| 協定事業者 | 当社と相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者 |
| 外国事業者 | 当社と国際ローミング協定（事業法第 40 条に定める外国政府等との協定等の認可を得て、当社が外国の事業者との間で相互の電気通信サービスの提供に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）を締結している外国の事業者 |
| 特定事業者 | K D D I 株式会社 |
| 特定MNO | U Q コミュニケーションズ株式会社 |
| U Q m Ⅱ 約款 | 特定事業者の U Q m o b i l e 通信サービスⅡ 契約約款 |
| U Q m Ⅰ 約款 | 当社又は特定事業者の U Q m o b i l e 通信サービス契約約款 |
| 5 G 約款 | 当社又は特定事業者の a u (5 G) 通信サービス契約約款 |
| L T E 約款 | 当社又は特定事業者の a u (L T E) 通信サービス契約約款 |
| a u 約款 | 5 G 約款及び L T E 約款 |
| p o v o 1.0 約款 | 当社又は特定事業者の p o v o 1.0 通信サービス契約約款 |
| p o v o 2.0 約款 | 当社又は特定事業者の p o v o 2.0 通信サービス契約約款 |
| p o v o 約款 | p o v o 1.0 約款及び p o v o 2.0 約款 |
| U Q C 約款 | 特定MNOの U Q 通信サービス契約約款 |
| 加入電話サービス | 電気通信番号規則（令和元年総務省令第 4 号）別表第 1 号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス（ I P 電話サービスを除きます。） |
| I P 電話サービス | 電気通信番号規則別表第 1 号又は第 6 号に定める電気通信番号を用いて、端末系伝送路設備（事業法施行規則に定める端末系伝送路設備をいいます。）においてインターネットプロトコルにより提供される電気通信サービス（別記 25 に定めるものを除きます。） |
| 中継サービス | 電気通信番号規則別表第 2 号又は第 10 号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス |
| 携帯電話サービス | 無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 3 条第 1 号に規定する携帯無線通信により提供される電気通信サービス |
| P H S サービス | 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 6 条第 4 項第 6 号に規定する P H S の陸上移動局との間で行われる無線通信により提供される電気通信サービス |
| 加入電話事業者 | 加入電話サービスを提供する協定事業者 |
| I P 電話事業者 | 当社又は I P 電話サービスを提供する協定事業者 |
| 中継事業者 | 中継サービスを提供する協定事業者 |

| | |
|-----------|--|
| 携帯電話事業者 | 当社、特定事業者及び携帯電話サービスを提供する協定事業者 |
| P H S 事業者 | P H S サービスを提供する協定事業者 |
| 無線基地局設備 | 移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるため電気通信設備であって、次のもの (1) 電波法施行規則第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）に定める第五世代移動通信システムによるもの（当社が設置するものに限り、以下「5G基地局設備」といいます。） (2) 電波法施行規則第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則に定める三・九一四世代移動通信システムによるもの（当社が設置するものに限り、以下「L T E基地局設備」といいます。） (3) 無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備（特定M N Oが設置するものに限り、以下「W i M A X 2 +基地局設備」といいます。） |
| 移動無線装置 | U Q m o b i l e 通信サービスⅡに係る契約に基づいて陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置 |
| 端末設備 | 契約者回線の一端に接続される契約者の電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの |
| 電話番号 | 電気通信番号規則に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するための英字若しくは数字の組み合わせ |
| S I Mカード | 電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、U Q m o b i l e 通信サービスⅡの提供のために、当社がU Q m o b i l e Ⅱ契約者に貸与するもの又は特定事業者がU Q m Ⅱ約款に基づきローミング契約者に貸与するもの |
| e S I M | U Q m o b i l e 通信サービスⅡの提供のために、当社所定の手続きにより端末設備の領域に登録する電話番号その他の情報 |
| S I M等 | S I Mカード及びe S I M |
| 端末機器 | 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）第3条で定める種類の端末設備の機器 |
| 自営電気通信設備 | 電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの |
| 契約者回線 | U Q m o b i l e 通信サービスⅡに係る契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線 |
| 他網契約者回線 | U Q m o b i l e 通信サービスⅡに係る契約者回線（当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。）であって、当社のU Q m Ⅰ約款、a u約款又はp o v o約款に定める契約者回線以外のもの |
| 他網公衆電話 | 当社又は協定事業者が街頭その他の場所に電話機を設置して公衆の利用に供する電気通信サービス |
| 当社相互接続点 | 当社がこの約款以外の契約約款等（契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとしま |

| | |
|-------------|--|
| | す。)により提供する電気通信サービス（携帯電話サービスを除きます。）に係る電気通信設備とUQmobile通信サービスⅡに係る電気通信設備との間の接続点 |
| 他社相互接続点 | 当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点（接続専用回線（専らUQmobile通信サービスⅡに係る電気通信回線設備相互間を接続するために設置される協定事業者の電気通信回線設備をいいます。以下同じとします。）に係るものを除きます。） |
| 相互接続点 | 当社相互接続点又は他社相互接続点 |
| 契約者回線等 | (1) 契約者回線、当社のUQmI約款、au約款若しくはpovo約款に定める契約者回線及び契約者回線に電話網又はデータ通信網を介して接続される電気通信設備であって当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点 |
| 課金対象データ | 契約者回線と契約者回線等との間においてパケット交換方式により伝送されるデータ（制御信号等のうちデータとしてみなされるものを含まず。以下同じとします。） |
| 累計課金対象データ量 | 契約者回線との間のデータ通信に係る1料金月の課金対象データの総情報量 |
| 料金月 | 1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間 |
| ユニバーサルサービス料 | 事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金 |
| 電話リレーサービス料 | 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金 |
| 課金開始日 | UQmobileⅡ契約に基づいて当社がUQmobileⅡサービスの提供を開始した日 |
| UQmI契約 | 当社のUQmI約款に定めるUQmobile契約（デュアルサービスに係るものに限りません。） |
| au契約 | 当社の5G約款に定める5G契約及びLTE約款に定めるLTE契約 |
| povo1.0契約 | 当社のpovo1.0約款に定めるpovo1.0契約 |
| povo2.0契約 | 当社のpovo2.0約款に定めるpovo2.0契約 |
| povo契約 | povo1.0契約及びpovo2.0契約 |
| 契約移行 | 当社が別に定める態様により、UQmI契約を解除すると同時に新たにUQmobileⅡ契約を締結すること。 |
| 番号移行 | 当社が別に定める態様により、電話番号を変更することなく、au契約若しくはpovo契約を解除すると同時に新たにUQmobileⅡ契約を締結すること又はUQmobileⅡ契約を解除すると同時に新たにau契約若しくはpovo契約を締結すること |

| | |
|--------|---|
| MNP | 電話番号を変更することなく、携帯電話サービス又はPHSサービスの提供を受ける電気通信事業者を変更すること |
| 消費税相当額 | 消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |

第2章 UQmobile通信サービスⅡの種類

(UQmobile通信サービスⅡの種類)

第4条 UQmobile通信サービスⅡには次の種類があります。

| 種類 | 内容 |
|---------------|--|
| UQmobileサービスⅡ | 当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社又は特定MNOであるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するUQmobile通信サービスⅡ |
| ローミング | 当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が特定事業者又は特定MNOであるものに限ります。）との間に電気通信回線を設（定して提供するUQmobile通信サービスⅡ |

第3章 UQmobile II 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、電話番号1番号ごとに1のUQmobile II 契約を締結します。この場合、UQmobile II 契約者は、1のUQmobile II 契約につき1人に限ります。

(契約申込みの方法)

第6条 UQmobile II 契約の申込みをするときは、当社所定の方法により申し込んでいただきます。

(契約者暗証番号)

第7条 UQmobile II 契約の申込みをするときは、そのUQmobile II 契約に係る契約者を識別するための暗証番号（以下「契約者暗証番号」といいます。）を指定していただきます。

- 2 UQmobile II 契約者は、前項の規定により指定した契約者暗証番号については、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
- 3 当社は、UQmobile II 契約者以外の者が第1項の規定により指定された契約者暗証番号を使用した場合、そのUQmobile II 契約者が使用したものとみなして取り扱います。

(契約申込みの承諾)

第8条 当社は、UQmobile II 契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 UQmobile II 契約は、当社が承諾した時点をもって成立するものとします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 4 前3項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) UQmobile II 契約の申込みをした者（以下「契約申込者」といいます。）の年齢が満13歳未満であるとき（その申込みをした日において、満13歳に達する日の翌日から遡った最初の4月1日に最も近い1月1日が到来しているときを除きます。）
 - (2) 契約申込者がUQmobile 通信サービスIIの料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 第6条（契約申込みの方法）に基づき申し込まれた内容又は本人確認書類（運転免許証その他本人特定事項を確認するために提示を受けた身分証明書等をいいます。以下同じとします。）に虚偽又は不実の内容があるとき。
 - (4) 契約申込者が、第32条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当し、UQmobile 通信サービスIIの利用を停止されたことがある又はUQmobile 通信サービスIIに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (5) 契約申込者が、当社のUQm I 約款、a u 約款又はp o v o 約款に定めるところにより、その携帯電話サービスの利用を停止されたことがある又はその契約の解除を受けたことがあるとき。

- (6) 第 68 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (7) 契約申込者が当社と締結している他の携帯電話サービスに係る契約（通話を行うことができるものに限ります。）の数の合計が 5 以上であるとき。
- (8) 当社が指定した方法以外の支払方法が選択されているとき。
- (9) 契約申込者とその支払いのために申告されたクレジットカード又は口座振替に係る金融口座の名義人とが異なるとき（当社が別に定める基準に該当する場合を除きます。）。
- (10) 契約申込者が、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。）第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等（携帯電話不正利用防止法に定めるものをいいます。以下同じとします。）を貸与したと当社が認めたとき。
- (11) 契約申込者が、当社がその U Q m o b i l e サービスⅡの契約者回線に対して通信制御機能（U Q m o b i l e サービスⅡの品質維持や向上のために、通信先や利用しているアプリケーション等を識別し、混雑時の通信速度を制御する機能をいいます。以下同じとします。）を適用することに同意しないとき。
- (12) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（U Q m o b i l e Ⅱ契約者の契約者確認の取扱い）

第 9 条 当社は、携帯電話不正利用防止法の規定に基づき、U Q m o b i l e Ⅱ契約者に対して、契約者確認（同法第 9 条に定める契約者確認をいいます。以下同じとします。）を行うことがあります。

この場合において、U Q m o b i l e Ⅱ契約者は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により契約者確認に応じていただきます。

（本人確認書類の照会）

第 10 条 当社は、U Q m o b i l e Ⅱ契約の申込み又は契約者確認にあたって、その契約申込者又は U Q m o b i l e Ⅱ契約者から提示を受けた本人確認書類について、当社が必要と判断したときは、発行元の機関に対して照会（警察職員等の捜査機関を介する場合があります。）を行う場合があります。

（電話番号）

第 11 条 U Q m o b i l e サービスⅡの電話番号は、1 の契約者回線ごとに当社が定めることとし、その電話番号については、U Q m o b i l e Ⅱ契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、U Q m o b i l e サービスⅡの電話番号を変更することがあります。

（注 1）電話番号の登録等（登録、変更又は消去をいいます。以下同じとします。）は、当社が行います。

（注 2）SIM 等の電話番号の登録等については、第 27 条（電話番号その他の情報の登録等）に定めるところによります。

（注 3）当社は、電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを U Q m o b i l e Ⅱ契約者に通知します。

(UQmobileサービスⅡの利用の一時中断)

第12条 当社は、UQmobileⅡ契約者から当社所定の方法により請求があったときは、UQmobileサービスⅡの利用の一時中断（その電話番号を他に転用することなくUQmobileサービスⅡを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(UQmobileサービスⅡ利用権の譲渡の禁止)

第13条 UQmobileサービスⅡに係る利用権（UQmobileⅡ契約に基づき、当社からUQmobileサービスⅡの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）は、譲渡することができません。

(UQmobileⅡ契約者が行う契約の解除)

第14条 UQmobileⅡ契約者は、UQmobileⅡ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行うUQmobileⅡ契約の解除)

第15条 当社は、第32条（利用停止）の規定によりUQmobileサービスⅡの利用を停止されたUQmobileⅡ契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのUQmobileⅡ契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、UQmobileⅡ契約者が第32条（利用停止）第1項各号（第12号を除きます。）の規定のいずれかに該当する場合であって、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき、又は第32条第1項第12号に該当する場合は、UQmobileサービスⅡの利用停止をしないでそのUQmobileⅡ契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定によるほか、UQmobileⅡ契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたときは、当社が指定する日をもって、そのUQmobileⅡ契約を解除するものとします。

(初期契約解除の取扱い)

第16条 UQmobileⅡ契約者は、新たなUQmobileⅡ契約（契約移行に係るものを除きます。以下この条において「新規契約」といいます。）又は既に締結しているUQmobileⅡ契約の一部の変更（契約移行によるUQmobileⅡ契約の申込みを含みます。）を内容とする契約（以下この条において「変更契約」といい、新規契約とあわせて「対象契約」といいます。）を締結したときは、事業法施行規則第22条の2の7第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、その契約書面（対象契約を締結したときに、事業法第26条の2第1項の規定に基づき当社がUQmobileⅡ契約者に交付する書面（同条第2項の規定により提供するものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）を受領した日又は対象契約に係るUQmobileⅡサービスの提供を開始した日（変更契約にあっては、その効力を発した日とします。）のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間に、当社に対して書面（はがき又は封書その他の紙媒体であって、対象契約を特定するために必要な情報が記載されたものに限ります。）を発すること又は当社が別に定める方法により通知することにより、事業法第26条の3の規定に基づき対象契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。この場合、その書面の発送等に

要する費用は、UQmobile II 契約者に負担していただきます。

- 2 初期契約解除は、UQmobile II 契約者が前項の書面を発した日（初期契約解除に際してMNP又は番号移行を利用する場合は、その電話番号の移転先となる電気通信サービスにおいて当該電話番号の利用が開始された日とします。）又は通知をした日に効力を生じます。
- 3 初期契約解除に関するその他の取扱いは、事業法第 26 条の 3、事業法施行規則及び総務省告示等の法令に定めるところによります。

（その他の提供条件）

第 17 条 UQmobile II 契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第4章 ローミング契約

(ローミング契約)

第18条 UQmⅡ約款に規定するUQmobileサービスⅡ（当社が別に定めるものを含みます。）の提供を受けるための契約を締結している者は、当社とローミング契約を締結していることとなります。

(特定事業者の契約約款による制約等)

第19条 ローミング契約者は、UQmⅡ約款に基づきUQmobileサービスⅡを利用することができないときは、ローミングの提供を受けることはできません。

(電話番号)

第20条 ローミングの電話番号は、特定事業者が定めた番号とします。

(ローミングに係る端末設備の工事等)

第21条 ローミング契約者は、端末設備又は自営電気通信設備に関する工事その他の請求をすることはできません。

(当社が行うローミング契約の解除)

第22条 当社は、そのローミングと同一の種類UQmobile通信サービスⅡを廃止したときは、そのローミング契約を解除します。

第5章 オプション機能

(オプション機能の提供)

第23条 当社は、UQmobileⅡ契約者から請求があったときは、別表1（オプション機能）に規定するオプション機能を提供します。

2 別表1（オプション機能）に基づき提供するオプション機能のうち、別記28に定める機能については、前項の規定にかかわらず、それぞれUQmobileⅡ契約者から請求があったものとみなして取り扱います。

3 当社は、ローミング契約者が特定事業者から当社のオプション機能に相当する機能の提供を受けている場合は、そのオプション機能を提供します。

(オプション機能の廃止)

第24条 当社は、そのオプション機能の提供を受けているUQmobileⅡ契約者から、UQmobileⅡ契約の解除又はオプション機能の廃止の申出があったときは、オプション機能を廃止します。

(UQmobileサービスⅡの利用の一時中断があった場合の取扱い)

第25条 当社は、UQmobileサービスⅡの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

第6章 SIMカードの貸与等

(SIMカードの貸与)

第26条 当社は、UQmobileⅡ契約者に対し、1のUQmobileⅡ契約につき1のSIMカードを貸与します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与したSIMカードを交換することがあります。この場合は、あらかじめそのことをUQmobileⅡ契約者に通知します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次条の規定に基づきeSIMに電話番号その他の情報の登録等を行っているときは、SIM等の種類の変更の請求があった場合を除き、SIMカードを貸与しません。

(電話番号その他の情報の登録等)

第27条 当社は、次の場合に、当社の貸与するSIM等に電話番号その他の情報の登録等を行います。

- (1) SIMカードを貸与するとき。
 - (2) その他、当社のSIMカードの貸与を受けている又はeSIMを保有するUQmobileⅡ契約者から、そのSIM等への電話番号その他の情報の登録等を要する請求があったとき。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、第11条（電話番号）第2項又は第62条（修理又は復旧の場合の暫定措置）の規定により電話番号を変更する場合は、電話番号の登録等を行います。

(SIMカードの情報消去及び破棄)

第28条 当社は、次の場合には、当社の貸与するSIMカードに登録された電話番号その他の情報を消去することがあります。当社は、情報の消去に起因する損害については、責任を負わないものとします。

- (1) そのSIMカードに係るUQmobileⅡ契約の解除があったとき。
 - (2) SIMカードの変更その他の事由により、SIMカードを利用しなくなったとき。
- 2 当社のSIMカードの貸与を受けているUQmobileⅡ契約者は、前項の各号に該当する場合、当社の指示に従ってそのSIMカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。

(SIM等の管理責任)

第29条 当社からSIMカードの貸与を受けているUQmobileⅡ契約者は、そのSIMカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

- 2 当社からSIMカードの貸与を受けているUQmobileⅡ契約者は、SIMカードについて盗難にあった場合、紛失した場合又は毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
- 3 当社は、第三者がSIM等を利用した場合であっても、そのSIMカードの貸与を受けている又はeSIMを保有するUQmobileⅡ契約者が利用したものとみなして取り扱います。
- 4 当社は、SIM等の盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わ

ないものとしします。

(PINコード)

第30条 UQmobile II 契約者は、当社が別に定める方法により、SIMカード等に、PINコード（そのSIM等を利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。）を登録することができます。この場合において、当社からそのSIMカードの貸与を受けている又はeSIMを保有するUQmobile II 契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、そのUQmobile II 契約者が登録を行ったものとみなします。

2 UQmobile II 契約者は、PINコードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第7章 利用中止等

(利用中止)

第31条 当社は、次の場合には、UQmobile通信サービスⅡの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は特定MNOの電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 特定の契約者回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第40条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、その料金月におけるUQmobile通信サービスⅡの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的にUQmobile通信サービスⅡの利用を中止することがあります。この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。

(注) 当社は、本条の規定によりUQmobile通信サービスⅡの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第32条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6カ月以内で当社が定める期間（第1号又は第2号の規定に該当するときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第4号、第5号又は第8号の規定に該当するときは、当社が指定する書類等を、当社所定の方法でサービス取扱所に提出していただくまでの間します。）、そのUQmobile通信サービスⅡの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のUQmobile通信サービスⅡに係る料金その他の債務又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第52条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
- (4) UQmobile通信サービスⅡに係る契約の申込みにあたって事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (5) 第9条（UQmobileⅡ契約者の契約者確認の取扱い）の規定に違反したとき。
- (6) UQmobileⅡ契約者（UQmobileⅡ契約者により通話可能端末設備等を貸与された者を含みます。）が携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したものと当社が認めたとき。
- (7) 携帯電話不正利用防止法第11条各号の規定のいずれかに該当すると当社が認めたとき。
- (8) 別記3若しくは別記4の規定に違反したとき、又は別記3若しくは別記4の規定に

より届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

- (9) 契約者がそのUQmobile通信サービスⅡ又は当社と契約を締結している他の携帯電話サービスの利用において第68条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (10) 当社の+メッセージ利用規約に定めるところにより、+メッセージ（別表1（オプション機能）に定めるものをいいます。以下同じとします。）の利用の停止があったとき。
 - (11) 警察機関が、特殊詐欺等の犯罪を防止するためにUQmobileⅡ通信サービスの利用を停止する必要があると判断した場合であって、所定の方法により当社にその契約者回線に係るUQmobile通信サービスⅡの利用を停止する要請を行ったとき。
 - (12) 契約者が、そのUQmobile通信サービスⅡに係る料金その他の債務の支払いに関し、クレジットカード又は金融機関等の口座の不正利用若しくは不正登録等、不当な行為をしたと当社が判断したとき。
 - (13) 契約者回線に端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (14) 別記5若しくは6の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等（別記7に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
 - (15) 別記8、9、10又は11の規定に違反したとき。
- 2 当社は、前項の規定によりUQmobile通信サービスⅡの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその契約者に通知します。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
- (1) 前項第8号の規定により利用を停止する場合（次のいずれか該当する場合に限ります。）であって、緊急やむを得ないとき。
 - ア 第68条（利用に係る契約者の義務）第1項第3号の規定に違反する場合。
 - イ 第68条（利用に係る契約者の義務）第1項第5号の規定に違反する場合（専ら別記17の規定に基づく場合を除きます。）。
 - (2) 前項第7号又は第11号の規定により利用を停止する場合。

（利用限度額の設定）

第33条 当社は、国際通話（第34条（通信の種類）に定めるものをいいます。以下同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。）の月間累計額及び特定携帯国際自動通話（特定事業者の電話サービス等契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。）に関する料金（同契約約款に定める特定携帯国際自動通話定額に係る定額通話等料金を除きます。）の月間累積通話等料金の額を合算した額（以下この条において「国際通話月間累計額」といいます。）について、限度額（以下「国際通話利用限度額」といいます。）を設定します。

- 2 前項に定める国際通話利用限度額は、3万円とします。
- 3 契約者は、第1項に規定する1の料金月における国際通話月間累計額が国際通話利用限度額を超えたことを当社が確認したときは、その確認をした日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線から国際通話を行うことはできません。

- 4 契約者は、第1項の規定により設定された国際通話利用限度額を超えた部分に関する通話料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。
- 5 当社は、契約者からの申出があった場合であって、当社が別に定める基準に適合するときは、その申出のあった料金月において、国際通話利用限度額の解除又は変更を行うことがあります。

第8章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類)

第34条 通信には、次の種類があります。

| 種類 | 内容 |
|----------|-------------|
| 1 一般通信 | 2以外の通信 |
| 2 相互接続通信 | 相互接続点との間の通信 |

2 契約者回線からの通話は、次のとおり区別します。

| 種類 | 内容 |
|--------|---|
| 1 通常通話 | 2以外の通話 |
| 2 国際通話 | UQmobile通信サービスⅡの契約者回線を使用して本邦と外国との間で行う通話 |

備考 2欄に定める外国には、当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。）及びインマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信、携帯移動衛星通信又はインマルサット Fleet Xpress通信を取扱うために設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。以下同じとします。

3 国際通話は、UQmobile通信サービスⅡの契約者回線からの通話に限り行うことができます。

(電波伝播条件による通信場所の制約)

第35条 通信は、その移動無線装置が別記1で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。

ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(相互接続に伴う通信)

第36条 当社相互接続点との間の通信は、当社が定めた通信に限り行うことができます。

2 他社相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社が定めた通信に限り行うことができます。

3 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信（この約款で提供するUQmobile通信サービスⅡ以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下同じとします。）を行うことはできません。

(特定事業者との間で継続して接続する通信)

第37条 当社は、当社のサービス区域において開始した通信であって、移動無線装置の移動に伴って、特定事業者が継続して接続し、終了した通信については、その通信を当社のサービス区域内において開始し終了した通信とみなして取り扱います。

2 当社は、特定事業者の電気通信サービスのサービス区域において開始した通信であって、移動無線装置の移動に伴って、当社が継続して接続し、終了した通信については、その通

信を開始した時点の特定事業者のサービス区域において開始し終了した通信とみなして取り扱います。

(国際通話の取扱い)

- 第 38 条 国際通話は、本邦発信の自動通話（通話の相手先までの接続が、交換取扱者を介さずに発信者のダイヤル操作により自動的に行われる通話をいいます。）に限り行うことができます。
- 2 当社は、契約者から請求があったときは、UQ国際通話利用規制（その契約者回線から国際通話を行うことができないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
- 3 前項に規定する場合のほか、特定事業者の電話サービス等契約約款に規定する特定通話等発信規制サービス I の適用を受ける契約者回線について、UQ国際通話利用規制を行います。

(外国における取扱い制限)

第 39 条 国際通話の取扱いに関しては、外国の法令、外国の事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第 2 節 通信利用の制限等

(通信利用の制限等)

- 第 40 条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。
- (1) 次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）

| 機関名 |
|-------------------|
| 気象機関 |
| 水防機関 |
| 消防機関 |
| 災害救助機関 |
| 秩序の維持に直接関係がある機関 |
| 防衛に直接関係がある機関 |
| 海上の保安に直接関係がある機関 |
| 輸送の確保に直接関係がある機関 |
| 通信役務の提供に直接関係がある機関 |
| 電力の供給に直接関係がある機関 |
| 水道の供給に直接関係がある機関 |
| ガスの供給に直接関係がある機関 |
| 選挙管理機関 |

別記 12 の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

(2) 特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置

(通信の利用を制限する措置)

第 41 条 前条の規定による場合のほか、当社は、UQmobile II 契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
- (2) UQ電子メール（別表 1 に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係る通信が著しくふくそうする場合に、UQ電子メールの配信を制限すること。
- (3) UQ電子メールに係る通信において、多数のメールアドレスを指定して送信されたUQ電子メールであってUQ、そのUQ電子メールのあて先に実在しないメールアドレスが著しく多いと当社が認めた場合に、そのUQ電子メールの配信を拒否すること。
- (4) 契約者が送信したUQ電子メールについて、そのUQ電子メールの転送を継続して行うことがUQmobile II 通信サービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めた場合に、そのUQ電子メールの転送を停止すること。
- (5) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がUQmobile II 通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
- (6) 当社の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社のUQmobile II 通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。
- (7) UQmobile II 契約者が別記 16 に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断又は制限を行うこと。

2 当社は、前項の規定による場合のほか、当社が別に定める形式のデータについて、圧縮その他UQmobile II 通信サービスの円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。

第 42 条 当社は、前 2 条の規定によるほか、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断して、当社の電気通信設備に所定の登録を行った端末設備が契約者回線に接続された場合、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

第 43 条 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づくインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第44条 UQmobile通信サービスⅡの料金は、料金表第1表(料金)に規定する基本使用料、オプション機能使用料、通話料、データ通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料とします。

2 UQmobile通信サービスⅡの工事に関する費用は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務)

第45条 UQmobileⅡ契約者は、次表に定める起算開始日から起算終了日の期間について、料金表第1表第1(基本使用料)及び第2(オプション機能使用料)に規定する料金(以下この条において「基本使用料等」といいます。)の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

(1) (2)以外の場合

| | |
|-------|---|
| 起算開始日 | 課金開始日又はオプション機能の提供を開始した日 |
| 起算終了日 | 契約の解除又はオプション機能の廃止があった日の前日(その開始日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日) |

(2) UQmobileⅡ契約の解除(番号移行に係るものを除きます。)があった場合
ア 基本使用料

| | |
|-------|----------------|
| 起算開始日 | 課金開始日 |
| 起算終了日 | 契約の解除を含む料金月の末日 |

イ オプション機能使用料

| | |
|-------|--|
| 起算開始日 | オプション機能の提供を開始した日 |
| 起算終了日 | オプション機能の廃止があった日の前日(その開始日と廃止があった日が同一の日である場合は、その日) |

2 前項の期間において、利用の一時中断などによりUQmobileサービスⅡを利用することができない状態が生じたときの基本使用料等の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、UQmobileⅡ契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、UQmobileⅡ契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、UQmobileⅡ契約者は、次の場合を除き、UQmobileサービスⅡを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

| 区別 | 支払いを要しない料金 |
|--|--|
| UQmobileⅡ契約者の責めによらない理由によりそのUQmobileサービスⅡを全く利用することができない状態 | そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごと |

(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。

に日数を計算し、その日数に対応するその UQmobile サービスⅡについての基本使用料等

- 3 前2項の規定にかかわらず、UQmobileⅡ契約者は、別表1(オプション機能)欄に規定する海外ローミング機能については、その利用形態に応じて、料金表第1表第2(オプション機能使用料)に規定する料金の支払いを要します。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金がすでに支払われているときは、その料金を返還します。

(注) 基本使用料及びオプション機能使用料の日割りについては、料金表通則に定めるところによります。

(通話料及びデータ通信料の支払義務)

- 第46条 契約者は、その契約者回線からの通話(その契約者回線の契約者以外の者が行った通話を含みます。)について、別記13の規定により測定した通話時間又は送信回数と料金表第1表第3(通話料)の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。
- 2 契約者は、その契約者回線との間のデータ通信(その契約者回線の契約者が以外の者が行ったデータ通信を含みます。)について、別記14の規定により測定した情報量と料金表第1表第4(データ通信料)の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。
- 3 相互接続通信の料金の支払義務については、前2項の規定にかかわらず、第56条(相互接続通信の料金の取扱い)に規定するところによります。
- 3 契約者は、通話料又はデータ通信料について、当社の機器(協定事業者の機器を含みます。)の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別記15に規定する方法により算定した料金額の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

- 第47条 UQmobileⅡ契約者は、UQmobileⅡ契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第5(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合、すでにその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

- 第48条 UQmobileⅡ契約者は、料金表第1表第6(ユニバーサルサービス料)に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

(電話リレーサービス料の支払義務)

- 第49条 UQmobileⅡ契約者は、料金表第1表第7(電話リレーサービス料)に規定する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第 50 条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表 (工事費) に定める工事費の支払いを要します。ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取り消し (以下この条において「解除等」といいます。) があつたときは、この限りではありません。この場合、すでにその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があつた場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があつたときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第 3 節 料金の計算及び支払い

(料金の計算及び支払い)

第 51 条 料金の計算方法並びに料金及び工事費の支払方法は、料金表通則に規定するところによります。

第 4 節 預託金

(預託金)

第 52 条 U Q m o b i l e II 契約者は、次の場合には、U Q m o b i l e サービス II の利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(1) U Q m o b i l e II 契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) 第 32 条 (利用停止) 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

(3) 当社の携帯電話サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

2 預託金の額は、1 U Q m o b i l e II 契約あたり 10 万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、その U Q m o b i l e II 契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その U Q m o b i l e II 契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。なお、この場合の返還額は、第 1 項及び第 2 項による預入額から、その返還の時より前に次項の規定により当社の債権に充当した額を控除した残余の額とします。

5 当社は、預託金を返還する場合に、U Q m o b i l e II 契約者が次のいずれかの契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

(1) その U Q m o b i l e II 契約

(2) U Q m o b i l e II 契約者が当社と締結している又は締結していた他の U Q m o b i l e II 契約若しくは他の電気通信サービスに係る契約

6 当社は、U Q m o b i l e II 契約の解除が a u 契約又は p o v o 1.0 契約への番号移行に係るものである場合、その U Q m o b i l e II 契約に係る預託金について、前 2 項の規定に基づく返還に代え、新たに締結した a u 契約又は p o v o 1.0 契約に係る預託金として、当社の a u 約款又は p o v o 1.0 約款に基づき預け入れていただいたものとして取り

扱います。

第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第53条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第54条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第6節 収納手数料の負担等

(収納手数料の負担等)

第55条 契約者は、料金その他の債務について、支払期日を経過した後コンビニエンスストアにおいて支払う場合、料金収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担していただきます。この場合において、負担を要する手数料の額は、収納代行機関の定めるところによります。

第7節 相互接続通信の料金の取扱い

(相互接続通信の料金の取扱い)

第56条 契約者又は相互接続通信の利用者は、当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、別記23又は別記24に定めるところによります。

3 相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通信の料金を定める場合であって、その協定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通話に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

4 相互接続通信の利用者は、当社が算定したその相互接続通信に係る債権を、この約款に定めるところにより当社がその通信に係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は、相互接続通信の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

5 前項の規定により協定事業者に譲渡する債権の取扱いについては、第53条（割増金）、第54条（延滞利息）、第55条（収納手数料の負担等）及び料金表通則の規定にかかわらず、その通信に係る協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

第8節 特定事業者に係る債権の取扱い

(特定事業者が提供するローミングに係る債権の譲受等)

第57条 UQmobileⅡ契約者は、UQⅡ約款に規定するローミングの利用により生じた債権を当社が特定事業者から譲り受け、その債権額をUQmobileサービスⅡの料金に合算して請求することを承諾していただきます。

2 前項の場合において、当社は、譲渡を受けた債権を、UQmobileサービスⅡの料金とみなして取り扱います。

3 第1項の場合において、当社及び特定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

4 第1項の規定により特定事業者から譲り受けた債権については、第53条(割増金)、第54条(延滞利息)、第55条(収納手数料の負担等)及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(ローミングに係る債権の譲渡等)

第58条 ローミング契約者は、ローミングの利用により生じた債権を、ローミングに係る他網相互接続通信に関する協定事業者の承諾が必要な場合にはその承諾を得て、当社が特定事業者に譲渡することを承諾していただきます。この場合、当社が譲渡する債権額は、別記13の規定により測定した通話時間若しくは送信回数又は別記14の規定により測定した情報量と料金表第1表第3(通話料)又は第4(データ通信料)の規定とに基づいて算定した額(当社が別に定める電気通信番号を使用して行った相互接続通信により生じた債権にあっては、その電気通信番号に係る他網相互接続通信に関する当社又は協定事業者の契約約款等の定めにより算定した額)とします。

2 前項の場合において、当社及び特定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

3 第1項の規定により譲渡する債権の取扱いについては、第53条(割増金)、第54条(延滞利息)、第55条(収納手数料の負担等)及び料金表通則の規定にかかわらず、UQⅡ約款に定めるところによります。

(UQ mobile通信サービスⅡの料金等に係る債権の譲渡等)

第58条の2 契約者は、UQ mobile通信サービスⅡの料金その他の債権を、当社が特定事業者に譲渡することを承認していただきます。

2 前項の場合において、当社及び特定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

3 契約者は、当社が特定事業者に譲渡した債権に係る債務が、特定事業者が定める期日までに支払われないときは、当社が特定事業者から、その契約者回線に係る氏名、住所、電話番号及びその債務の支払状況等の通知を受けることを承認していただきます。

4 第1項の規定により譲渡する債権については、第53条(割増金)、第54条(延滞利息)、第55条(収納手数料の負担等)及び料金表通則の規定にかかわらず、特定事業者のUQⅠ約款等に定めるところによります。

第10章 保守

(契約者の維持責任)

第59条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等などに適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第60条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社又は特定MNOの電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社又は特定MNOが提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第61条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第40条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

| 順位 | 修理又は復旧する電気通信設備 |
|----|---|
| 1 | 気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの 防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に提供されるもの |
| 2 | 水道の供給に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に提供されるもの |

| | |
|---|--|
| | 選挙管理機関に提供されるもの 別記 12 の基準に該当する新聞社等の機関に提供されるもの 預貯金業務を行う金融機関に提供されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に提供されるもの（第 1 順位となるものを除きます。） |
| 3 | 第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの |

（修理又は復旧の場合の暫定措置）

第 62 条 当社は、当社又は特定MNOの電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその電話番号を変更することがあります。

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第63条 当社は、UQmobile通信サービスⅡを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その原因が協定事業者の責めに帰すべき理由による接続専用回線の障害であるときを含みます。）は、そのUQmobile通信サービスⅡが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、UQmobile通信サービスⅡが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのUQmobile通信サービスⅡに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1表第1（基本使用料）に規定する料金

(2) 料金表第1表第2（オプション機能使用料）に規定する料金（海外ローミング機能に係るものを除きます。）

(3) 料金表第1表第2（オプション機能使用料）に規定する海外ローミング機能に係る料金（UQmobile通信サービスⅡを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日あたりの平均オプション機能使用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

(4) 料金表第1表第3（通話料）に規定する料金（UQmobile通信サービスⅡを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日あたりの平均通話料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 前3項の規定にかかわらず、当社は、UQmobile通信サービスⅡの提供をしなかったことの原因が本邦のケーブル陸揚局より外国側又は固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備の障害であるときは、そのUQmobile通信サービスⅡの提供をしなかったことにより生じた損害を賠償しません。

5 当社は、UQmobile通信サービスⅡを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前4項の規定は適用しません。

6 前5項の規定のほか、当社は、当社の責めに帰すべき理由により、別表1（オプション機能）に規定するオプション機能の利用に際し送受信又は蓄積された情報等の破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害が生じたときは、1料金月のオプション機能使用料（オプション機能使用料の定めがないものについては、その契約者回線に係る基本使用料とします。）を上限として賠償します。

ただし、この約款で別段の定めがある場合はこの限りではありません。

(免責)

第 64 条 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備又は自営電気通信設備の改造等をしなければならなくなったときは、当社は、その改造等に要する費用に限り負担します。

第 12 章 雑則

(発信者番号通知)

第 65 条 契約者回線からの通話（当社が別に定めるものに限り）又はSMS送信（SMS（SMS機能を利用した文字メッセージ（文字、数字及び記号等からなるメッセージをいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）の送信をいいます。以下同じとします。）については、その電話番号をその通話の着信のあった又はSMSを受信した契約者回線等へ通知します。

ただし、通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話については、この限りではありません。

(緊急通報に係る情報通知)

第 66 条 当社は、契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り）から電気通信番号規則別表第 12 号に規定する電気通信番号を用いて行う通話（以下、この条において「緊急通報通話」といいます。）が行われる場合、その端末設備がその機能によりGPS衛星から受信した信号等の情報を取得します。

2 当社、契約者回線からの緊急通報通話（その発信に先立ち、「184」をダイヤルして行うものを除きます。）については、前条の規定によらず、下表の規定により、その契約者回線に係る情報を、下表に規定する相手先に通知します。

ただし、下表の 2 欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関又は消防機関において、当社が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。

| 当社が通知する情報 | 通知する相手先 |
|--|----------------------------------|
| 1 発信を行った契約者回線に係る電話番号 | その緊急通報通話の着信のあった契約者回線等 |
| 2 その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報（その移動無線装置が接続されている無線基地局設備に係る情報又は前項により当社がその契約者回線から取得した情報に基づき計算した緯度及び経度の情報をいいます。）及びその契約者回線に係る電話番号 | その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関又は消防機関 |

3 当社は、電話番号又は移動無線装置の所在する位置に関する情報をその通話の相手先に通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、第 63 条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(承諾の限界)

第 67 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

2 前項の規定によるほか、当社は、契約者が、当社が別に定める回数を超え1の料金月内に同一の請求を繰り返す場合、その請求を承諾しないことがあります。

(利用に係る契約者の義務)

第68条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 端末設備(移動無線装置に限ります。)又は自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (4) 端末設備、自営電気通信設備又はSIM等に登録されている電話番号その他の情報を読み出しし、変更し、又は消去しないこと。
 - (5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様でUQmobile通信サービスⅡを利用しないこと。
なお、別記16に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
 - (6) 位置情報(端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報(端末設備等規則に規定する位置登録制御に係るものを除きます。))をいいます。以下同じとします。)を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
 - (7) 次条に規定する利用者登録が行われているときは、その登録利用者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
- 2 当社は、次条に規定する登録利用者その他契約者以外の者によるUQmobile通信サービスⅡの利用において、前項までの規定に反する事由が生じた場合、その契約者がその事由を生じさせたものとみなして取り扱います。
- 3 契約者は、第1項第6号又は第7号の規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(利用者登録)

- 第69条 UQmobileⅡ契約者(その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認める者を含みます。)であるものを除きます。以下この条において同じとします。)は、当社所定の方法により、そのUQmobileⅡ契約に係るUQmobileサービスⅡを主に利用する者(そのUQmobileⅡ契約者の親族等であって、当社が別に定める基準に該当する者に限ります。)の登録(以下「利用者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、その氏名及び生年月日とします。
- 2 UQmobileⅡ契約者は、18歳未満の者にUQmobileサービスⅡを利用させるときは、その利用に先立って利用者登録を行っていただきます。
- 3 UQmobileⅡ契約者は、利用者登録を行うときは、その登録利用者の氏名、住所

又は居所及び生年月日並びにUQmobileⅡ契約者との続柄等を当社が確認するための書類を提示していただきます。

4 UQmobileⅡ契約者は、次の事項について、登録利用者となる者の承諾を得た上で登録していただきます。

(1) その契約者回線に係るUQmobileサービスⅡの利用の一時中断、UQmobileⅡ契約の解除、基本使用料の料金種別の選択又はオプション機能の利用の請求若しくは廃止その他のUQmobileⅡ契約に関する請求は、この約款又は料金表に特段の定めがある場合を除き、UQmobileⅡ契約者の意思表示に基づき行うこと。

(2) UQmobileⅡ契約者がUQmobileサービスⅡの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合は、第32条（利用停止）の規定に基づきUQmobileサービスⅡの利用を停止されること又は第15条（当社が行うUQmobileⅡ契約の解除）の規定に基づきUQmobileⅡ契約の解除を受けることがあること。

(3) 登録利用者が行う通信についても、当社が第66条（緊急通報に係る情報通知）の規定に基づく取扱いを行うこと。

(4) UQmobileⅡ契約者からの申出により登録利用者の変更が行われること及び変更前の登録利用者の利用に係る料金その他の債務の請求又は通信明細書の発行について、変更後の登録利用者に係る料金その他の債務の請求又は通信明細書の発行と合わせて行われることがあること。

(5) 登録利用者が利用する端末設備、行う通信、登録利用者の情報についても、第74条（位置情報等の匿名化利用）の規定に基づく匿名化利用を行うこと。

5 当社は、そのUQmobileⅡ契約が、契約移行又はau契約若しくはpovo1.0契約からの番号移行（番号移行前と番号移行後の契約に係るauID（当社のID利用規約に定めるauIDをいいます。以下同じとします。）が同一となるものに限り）により締結されたものである場合であって、契約移行又は番号移行を行う前の電気通信回線について、それぞれの契約約款に定める利用者登録が行われているときは、契約者から別段の申出がない限り、その登録利用者についてUQmobileⅡ契約の契約者回線に係る利用者登録があったものとして取り扱います。

（特定事業者が提供するローミングの利用等）

第70条 UQmobileⅡ契約者は、UQmⅡ約款の規定に基づき、特定事業者が提供するローミングに係る契約を特定事業者と締結していることとなります。

2 当社は、特定事業者から請求があったときは、UQmobileⅡ契約者の氏名、住所、電話番号及び料金の支払状況等を通知することがあります。

（特定事業者の電話サービス等契約約款における電話利用契約の締結）

第71条 UQmobileⅡ契約者は、特定事業者の電話サービス等契約約款の規定に基づき当社と特定第2種一般電話契約を締結していることとなります。

ただし、UQmobileⅡ契約者からその電話利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

（他の電気通信事業者への通知）

第 72 条 当社は、中継事業者から請求があったときは、UQmobile II 契約者（その中継事業者の契約約款等により電気通信サービス（その契約者回線から本邦外に設置された電気通信設備への通信を提供するものであって、別記 27 に規定する事業者識別番号（電気通信番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号をいいます。以下同じとします。）に係るものに限り、）の提供を受けている者又はその申込みをした者に限り、）の氏名、住所及び電話番号等を通知することがあります。

2 UQmobile II 契約者は、第 14 条（UQmobile II 契約者が行う契約の解除）又は第 15 条（当社が行う UQmobile II 契約の解除）の規定に基づき UQmobile II 契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社が個人情報の取扱い等について定めたプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」といいます。）に定める電気通信事業者からの請求に基づき、同プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

3 契約者は、第 32 条（利用停止）第 1 項第 5 号の規定に基づき UQmobile 通信サービス II の利用を停止されたことがある場合は、当社のプライバシーポリシーに定める電気通信事業者からの請求に基づき、同プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

（契約者に係る情報の利用）

第 73 条 当社は、契約者に係る氏名、名称、生年月日、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等又は登録利用者の氏名若しくは生年月日等の情報を、当社及び協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社及び協定事業者の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

なお、UQmobile 通信サービス II の提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社のプライバシーポリシーにおいて定めます。

（位置情報等の匿名化利用）

第 74 条 当社は、通信の秘密に該当する位置情報（通信の場所、日時及び端末識別符号に限ります。以下この条において同じとします。）、契約者等（契約者及び登録利用者をいいます。以下この条において同じとします。）の情報（市区町村名までの住所、年齢、性別その他当社が『「十分な匿名化」により加工した位置情報の活用』として掲示する WEB サイト（以下「匿名位置情報に関する WEB サイト」といいます。）に定める情報に限ります。以下この条において「契約者等情報」といいます。）について、匿名位置情報に関する WEB サイトに定める利用目的のために、その時点での技術水準では契約者等を再特定又は再識別することが極めて困難といえる程度に匿名化を行った上で利用します。

2 当社は、前項に定める位置情報及び契約者等情報について、匿名位置情報に関する WEB サイトに定める利用目的の範囲で、官公庁、公共団体、一般企業等の第三者に提供することがあります。

3 契約者等は、匿名位置情報に関する WEB サイトに定める方法により、前 2 項に定める取扱い（以下「匿名化利用」といいます。）を停止する申出を行うことができます。

4 位置情報及び契約者等情報の匿名化の方法等、匿名化利用に係るその他の事項については、匿名位置情報に関する WEB サイトにおいて定めます。

(電話番号案内)

第 75 条 当社は、電話番号案内事業者（別記 26 に定める協定事業者をいいます。以下同じとします。）が提供する電話番号案内への接続（以下「電話番号案内接続」といいます。）により電話番号を案内します。

ただし、電話帳への掲載を省略されているものについては、この限りではありません。

(電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等)

第 76 条 電話番号案内接続に係る通話を行った契約者回線の契約者は、料金表第 1 表第 3（通話料）に規定する電話番号案内料及び電話番号案内接続に係る通話料の支払いを要します。

2 当社は、電話番号案内料を通話料とみなして取り扱います。

(提供条件書等)

第 77 条 当社は、この約款のほか、当社が別に定める提供条件書に定めるところにより、U Q m o b i l e 通信サービスⅡ及び付随サービスを提供します。

(法令に規定する事項)

第 78 条 U Q m o b i l e 通信サービスⅡの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

2 前項の規定によるほか、法令に定めがある事項又は当該事項に関連する内容については、別記 18 から 20 に定めるところによります。

(準拠法)

第 79 条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(閲覧)

第 80 条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

(U Q m o b i l e 通信サービスⅡの廃止)

第 81 条 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、U Q m o b i l e 通信サービスⅡの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は所定のWEBサイトに掲示する等の方法により、その旨を契約者に周知します。

2 当社は、前項の規定によりU Q m o b i l e 通信サービスⅡの全部を廃止するときは、事業法施行規則第 22 条の 2 の 10 の規定に基づき、廃止の期日等をU Q m o b i l e Ⅱ契約者に通知します。

3 当社は、第 1 項の規定によりU Q m o b i l e 通信サービスⅡの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

料金表
通則

(料金の計算方法など)

- 1 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。

| 区分 | 計算方法 |
|--|--|
| (1) (2)以外のもの | この約款に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。 |
| (2) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料、国際通話に関する料金又は国際SMS送信（別表1（オプション機能）に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。）に関する料金（通話料に限ります。） | この約款に規定する額により行います。 |

- 2 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金のうち、基本使用料、オプション機能使用料、通話料、データ通信料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料金月（その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

- 4 当社は、その通話を開始した日と終了した日とが異なる場合のその通話に関する料金については、その終了した日においてその通話を行った契約者回線が適用を受けている基本使用料の料金種別等の規定に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りではありません。

- 5 当社は、通話料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

(基本使用料の料金種別の取扱い)

- 6 次表の左欄に定める用語は、それぞれ同表の右欄に定める基本使用料の料金種別の総称をいいます。

| 用語 | 基本使用料の料金種別 |
|--------------|---|
| くりこしプラン + 5G | くりこしプランS + 5G、くりこしプランM + 5G、くりこしプランL + 5G |

(基本使用料の日割り)

- 7 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料及びオプション機能使用料のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数（第8号については、第45条（基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務）第2項第3号の表に規定する基本使用料等の支払いを要しないとする日数とします。）に応じて日割りします。

(1) 料金月の起算日以外の日に、契約者回線又はオプション機能の提供の開始があった

とき。

- (2) 料金月の起算日以外の日、UQmobile II 契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の起算日に、契約者回線又はオプション機能の提供を開始し、その日にそのUQmobile II 契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の起算日以外の日、国内通話定額（第3（通話料）1（適用）（6）に定める取扱いをいいます。以下同じとします。）の適用の開始若しくは廃止又はその種類の変更（以下「国内通話定額の種類変更等」といいます。）があったとき。
 - (5) 料金月の起算日以外の日、通話パック（60分/月）（第3（通話料）1（適用）（7）に定める取扱いをいいます。以下同じとします。）の適用の開始又は廃止があったとき。
 - (6) 料金月の起算日以外の日、増量オプションII（第3（データ通信料）1（適用）（4）に定めるものをいいます。以下同じとします。）の適用の開始又は廃止があったとき。
 - (7) 料金月の起算日以外の日、月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (8) 第45条（基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (9) 第3項の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 8 前項（第9号を除きます。）の規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第45条（基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務）第2項第3号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
- 9 第7項第9号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。
- 10 第63条（責任の制限）第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定にあたっては、第5項及び第7項の規定に準じて取り扱います。

（端数処理）

- 11 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

12～18 -

（消費税相当額の加算）

- 19 この約款に係る料金について支払いを要する額は、この約款に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。
- (1) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料
 - (2) 国際通話に関する料金
 - (3) 国際SMS送信に関する料金（通話料に限ります。）

（注）本項により計算された支払いを要する額は、この約款に定める税込額（税抜額に消

費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の支払い)

- 20 料金及び工事に関する費用の支払いについては、以下のとおりとします。
- (1) UQmobile II 契約者は、料金等の支払いについて、あらかじめ別記 30 に規定する支払方法のいずれかを選択していただきます。
ただし、当社は、別記 30 に定める支払方法であっても当社の判断によりその選択を拒むことができるものとします。
 - (2) UQmobile II 契約者は、料金等について、当社が定める期日までに、前号の規定により選択した支払方法により支払っていただきます。
 - (3) 料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
 - (4) UQmobile II 契約者は、当社が必要と判断したときは、2月以上の料金等を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただきます。

(料金等の臨時減免)

- 21 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事に関する費用を減免することがあります。
- 22 当社は、前項の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを周知します。

(料金等の請求)

- 23 UQmobile 通信サービス II に係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社のWEBで請求書ご利用規約のほか、当社が別に定めるところによります。

(期限の利益喪失)

- 24 UQmobile II 契約者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。
- (1) UQmobile II 契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。
 - (2) UQmobile II 契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
 - (3) UQmobile II 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (4) UQmobile II 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
 - (5) UQmobile II 契約者の所在が不明であるとき。
 - (6) UQmobile II 契約者が預託金を預け入れないとき。
 - (7) その他UQmobile II 契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。
- 25 UQmobile II 契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかにUQmobile 通信サービス II の契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第1表 料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第35条（基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 基本使用料の適用 | | | | | | |
|------------------------------------|--|----|-----|--|----------|----------------------|
| (1) UQmobileサービスⅡの利用月数 | UQmobileサービスⅡの利用月数は、そのUQmobileサービスⅡに係る利用開始月からその料金月（契約解除があったときは、その契約解除日の前日を含む料金月までとします。）までの月数を通算したもの（契約移行があった場合は、契約移行前のUQmobileサービスⅠ契約により提供を受けていたUQmobileサービスに係る利用開始月からその契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、それぞれこれに合算したものとします。）とします。 | | | | | |
| (2) 基本使用料の料金種別の選択 | ア UQmobileサービスⅡの基本使用料には、次の料金種別があります。 | | | | | |
| | 基本使用料の料金種別 | | | | | |
| | くりこしプランS +5G | | | | | |
| | くりこしプランM +5G | | | | | |
| | くりこしプランL +5G | | | | | |
| | イ UQmobileⅡ契約者は、UQmobileⅡ契約の申込みの際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。 | | | | | |
| | ウ UQmobileⅡ契約者は、基本使用料の料金種別の変更を請求することができます。 | | | | | |
| | エ 選択又は変更の請求をすることができる基本使用料の料金種別は、その契約者回線に接続する端末設備等により当社が定めるところによります。 | | | | | |
| | オ ウの請求があった場合、その請求を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。 ただし、その請求が、端末設備の変更（当社が別に定めるサービス取扱所において行う、その契約者回線に接続する端末設備の変更であって、当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）に係る請求と同時にされたものである場合は、その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。 | | | | | |
| (3) 国内通話定額等の適用を受ける契約者回線に係る基本使用料の適用 | 国内通話定額又は通話パック（60分/月）の適用を受けている場合、2（料金額）に規定する料金額に次表に定める料金額を加算した額を、その契約者回線に係る基本使用料として取り扱います。 | | | | | |
| | 1 契約者回線ごとに月額 | | | | | |
| | <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区分</th> <th style="width: 30%;">料金額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かけ放題（10分/回）の適用を受けている</td> <td>700円(770円)</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 料金額 | | 税抜額(税込額) | かけ放題（10分/回）の適用を受けている |
| 区分 | 料金額 | | | | | |
| | 税抜額(税込額) | | | | | |
| かけ放題（10分/回）の適用を受けている | 700円(770円) | | | | | |

| | <table border="1"> <tr> <td>場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かけ放題（24 時間いつでも）の適用を受けている場合</td> <td>1,700 円(1,870 円)</td> </tr> <tr> <td>通話パック（60 分/月）の適用を受けている場合</td> <td>500 円(550 円)</td> </tr> </table> | 場合 | | かけ放題（24 時間いつでも）の適用を受けている場合 | 1,700 円(1,870 円) | 通話パック（60 分/月）の適用を受けている場合 | 500 円(550 円) | | | | |
|-------------------------------------|---|-----|----------------------|----------------------------|----------------------|--------------------------|--------------|------|---|------|-------------------------|
| 場合 | | | | | | | | | | | |
| かけ放題（24 時間いつでも）の適用を受けている場合 | 1,700 円(1,870 円) | | | | | | | | | | |
| 通話パック（60 分/月）の適用を受けている場合 | 500 円(550 円) | | | | | | | | | | |
| (4) 増量オプションⅡの適用を受ける契約者回線に係る基本使用料の適用 | <p>増量オプションⅡの適用を受けている場合、2（料金額）に規定する料金額に次表に定める料金額を加算した額を、その契約者回線に係る基本使用料として取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに月額</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">料金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 500 円(税込額 550 円)</td> </tr> </table> | 料金額 | 税抜額 500 円(税込額 550 円) | | | | | | | | |
| 料金額 | | | | | | | | | | | |
| 税抜額 500 円(税込額 550 円) | | | | | | | | | | | |
| (5) 自宅セット割の適用 | <p>ア 自宅セット割（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、自宅セット割グループ（1 又は 2 の判定用回線（イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）及び割引対象回線（ウに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）及びにより構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線に係る利用料金（この約款の規定により支払いを要することとされる U Q m o b i l e 通信サービスⅡの料金（基本使用料、オプション機能使用料（海外ローミング機能に係るものを除きます。）及び通話料（国際通話及び国際 SMS 送信に係るものを除きます。））に限ります。）及び当社が別に定める料金をいいます。以下この欄において同じとします。）について、次表に定める額（利用料金の額が次表に定める額に満たない場合は、利用料金の額とします。）の割引を行うことをいいます。</p> <p>（ア） その料金月の末日において、くりこしプラン S + 5 G 又はくりこしプラン M + 5 G の適用を受けている場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに月額</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">割引額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 580 円(税込額 638 円)</td> </tr> </table> <p>（イ） その料金月の末日において、くりこしプラン L + 5 G の適用を受けている場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに月額</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">割引額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 780 円(税込額 858 円)</td> </tr> </table> <p>イ 本割引に係る判定用回線とは、次表に定める種類の判定用サービスに係る電気通信回線等をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>判定用サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプⅠ</td> <td>当社が別に定めるインターネットサービス及び電話サービス（そのインターネットサービスと合わせて選択することができるものに限ります。）</td> </tr> <tr> <td>タイプⅡ</td> <td>当社が別に定めるインターネットサービス、電話サ</td> </tr> </tbody> </table> | 割引額 | 税抜額 580 円(税込額 638 円) | 割引額 | 税抜額 780 円(税込額 858 円) | 種類 | 判定用サービス | タイプⅠ | 当社が別に定めるインターネットサービス及び電話サービス（そのインターネットサービスと合わせて選択することができるものに限ります。） | タイプⅡ | 当社が別に定めるインターネットサービス、電話サ |
| 割引額 | | | | | | | | | | | |
| 税抜額 580 円(税込額 638 円) | | | | | | | | | | | |
| 割引額 | | | | | | | | | | | |
| 税抜額 780 円(税込額 858 円) | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 判定用サービス | | | | | | | | | | |
| タイプⅠ | 当社が別に定めるインターネットサービス及び電話サービス（そのインターネットサービスと合わせて選択することができるものに限ります。） | | | | | | | | | | |
| タイプⅡ | 当社が別に定めるインターネットサービス、電話サ | | | | | | | | | | |

| | ービス及びテレビサービス（本割引の適用にあたり、テレビサービスに相当すると当社が認めるものを含まず。）のうちいずれか2のサービス（そのサービスは他の1のサービスと合わせて選択することができるものに限ります。以下この(5)において同じとします。） | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----|----|-------------------------------------|----------|-------------------------------------|--------|--|--------|---|----------|--|--------|
| タイプⅢ | a u約款に定める5 Gシングル又はL T Eシングル | | | | | | | | | | | | |
| タイプⅣ | U Q C約款に定めるW i M A X + 5 Gサービス（特定M N OのM V N Oが提供する当社が別に定めるサービスを含みます。）であって、その電気通信サービスに係る電話番号がM 2 M等専用番号（電気通信番号規則別表第3号に定める電気通信番号に定めるものをいいます。）以外のもの | | | | | | | | | | | | |
| タイプⅤ | 当社又は特定事業者のでんき契約約款、a uでんき需給約款若しくはa uでんき供給約款に基づき提供されるサービス | | | | | | | | | | | | |
| <p>ウ 本割引に係る割引対象回線とは、次の各号に定める電気通信回線をいいます。</p> <p>(ア) 本割引を選択する契約者回線又はU Q m Ⅱ約款に定める自宅セット割（以下この欄において「K D D I 自宅セット割」といいます。）を選択する他網契約者回線</p> <p>(イ) 次表に定める取扱いを選択又はその適用を受けることとなる電気通信回線</p> | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱い</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a u約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引</td> <td>スマートバリュー</td> </tr> <tr> <td>5 G約款又はL T E約款に定める特定回線群に係る基本使用料等の割引</td> <td>家族割プラス</td> </tr> <tr> <td>L T E約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする第2種L T Eシングル等の契約者回線に係る基本使用料の減額適用</td> <td>ルーター割引</td> </tr> <tr> <td>L T E約款に定める特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用</td> <td>据置ルーター割引</td> </tr> <tr> <td>5 G約款に定める固定代替回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用又はL T E約款に定める固定代替回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用</td> <td>固定代替割引</td> </tr> </tbody> </table> | 取扱い | 名称 | a u約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引 | スマートバリュー | 5 G約款又はL T E約款に定める特定回線群に係る基本使用料等の割引 | 家族割プラス | L T E約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする第2種L T Eシングル等の契約者回線に係る基本使用料の減額適用 | ルーター割引 | L T E約款に定める特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用 | 据置ルーター割引 | 5 G約款に定める固定代替回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用又はL T E約款に定める固定代替回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用 | 固定代替割引 |
| 取扱い | 名称 | | | | | | | | | | | | |
| a u約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引 | スマートバリュー | | | | | | | | | | | | |
| 5 G約款又はL T E約款に定める特定回線群に係る基本使用料等の割引 | 家族割プラス | | | | | | | | | | | | |
| L T E約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする第2種L T Eシングル等の契約者回線に係る基本使用料の減額適用 | ルーター割引 | | | | | | | | | | | | |
| L T E約款に定める特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用 | 据置ルーター割引 | | | | | | | | | | | | |
| 5 G約款に定める固定代替回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用又はL T E約款に定める固定代替回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用 | 固定代替割引 | | | | | | | | | | | | |
| <p>備考</p> <p>1 以下この(5)において、上欄の取扱いは、それぞれ同表の右欄に定める名称を使用します。</p> <p>2 その契約者回線に係る契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含まず。）である場合、「家族割プラス」を「法人割プラス」に読み替えます。</p> <p>3 上欄の取扱いについて、当社が提供するもののみを示す場合「O C T」を、特定事業者が提供するもののみを示す場合は</p> | | | | | | | | | | | | | |

「KDDI」を、それぞれの名称の前に付加したものに読み替えます。以下同じとします。

エ 本割引は、UQmobile II 契約者に限り、選択することができます。

オ 自宅セット割グループは、1又は2の判定用回線につき1とします。

カ 本割引には判定用サービスの種類に応じて次表に定める種類があり、本割引を選択するUQmobile II 契約者は、所定の方法により、本割引の種類及び1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

| 本割引の種類 | 判定用サービスの種類 |
|------------|------------|
| インターネットコース | タイプV以外 |
| でんきコース | タイプV |

キ 当社は、UQmI 契約（その電気通信回線について、UQmI 約款に定める自宅セット割（でんきコース）の適用を受けているものに限り）からの契約移行があった場合、UQmobile II 契約者から別段の申出がない限り、契約移行に際し、その契約者回線についてカの申出（でんきコースに係るものに限り）があったものとして取り扱います。

ク 当社は、au 契約（au 約款に定めるスマートバリュー又は家族割プラスに係る割引選択回線群に所属している電気通信回線に係るものに限り）からの番号移行があった場合、番号移行に際し、その契約者回線について、その割引選択回線群に係るものと同じの判定用回線又は固定代替回線（二に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）を指定して、カの申出があり当社が承諾したものとして取り扱います。

ケ 当社は、カの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア） 指定した判定用回線（タイプⅢの判定用サービス（LTE シングルに限り）に係るものに限り）について、据置ルーター割引の申出を当社又は特定事業者が承諾していないとき。

（イ） 指定した判定用回線（タイプⅢ又はタイプⅣの判定用サービスに係るものに限り）について、固定ルータープラン（判定用事業者の契約約款等に定める料金プランであって、本割引に係る当社のWEBサイトに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けていないとき。

（ウ） その申出により、その自宅セット割グループにおいて、タイプⅢ若しくはタイプⅣに係る判定用回線である電気通信回線及びルーター割引、据置ルーター割引若しくは固定代替割引の適用を受ける電気通信回線の数が2以上となるとき。

（エ） 指定した判定用回線が所属する自宅セット割グループを構成する割引対象回線（判定用サービスがタイプⅢ又はタイプⅣである場合、判定用回線を含みます。）の数が11以上となると

き。

(オ) 申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した判定用回線に係る契約者の住所と異なるとき（その契約者回線に係る契約者（満 50 歳以上の者に限ります。）と判定用回線に係る契約者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(カ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した判定用回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(キ) 申出のあった契約者回線について、他の自宅セット割グループに属しているとき。

(ク) 指定した判定用回線に係る判定用サービスの契約の申込みについて、判定用事業者（判定用サービスを提供する事業者をいいます。以下この欄において同じとします。）が登録を完了していないとき。

(ケ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(コ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

コ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

サ 本割引の適用の開始は、カの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

シ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。

(ア) その契約者回線について、くりこしプラン +5G の適用を受けていないとき。

(イ) 指定した判定用回線について、判定用サービスの提供を受けていないとき。

ス シの(イ)の規定にかかわらず、その料金月の末日において、判定用サービスの提供を受けていない場合であっても、本割引の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から起算して6料金月の間（当社が別に定める事由に該当する場合は、6料金月を超えて当社が別に定める料金月までの間とします。）、本割引を適用します。

セ キに該当する場合は、ス中「本割引の申出を当社が承諾した日を含む料金月」を「UQmI 契約に係るその割引の申出があった日を含む料金月」に読み替えて適用します。

ソ その料金月の末日において、インターネットコース及びでんきコースに係る判定用サービス（ナ、ニ又はヌの規定に基づき、判定用回線に代えて指定のあった固定代替回線に係る電気通信サービスを含みます。）の提供を受けている場合（ス又はトの表の区分3に該当し、本割引の適用を受けている場合を含みます。）、その料金月の本割引は、インターネットコースを適用します。

タ 当社は、UQmobileⅡ契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) 本割引の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当するとき。

- ① UQmobileⅡ契約の解除があったとき。
- ② 契約者の地位の承継があったとき。

(イ) 判定用回線（タイプⅠ、タイプⅡ又はタイプⅤの判定用サービスに係るものに限り、タイプⅢ又はタイプⅣの判定用サービスに係るものに限りません。）について、次のいずれかに該当するとき。

① 判定用サービス（タイプⅠであって、その電話サービスが特定事業者のケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話である場合（そのインターネットサービスを提供する電気通信事業者が当社が別に定めるテレビサービスを提供するものである場合を除きます。）は、その判定用回線に係る電話サービスとします。）に係る契約の解除があったとき（次のいずれかに該当することをあらかじめ当社が確認したときを除きます。）。

a 居住場所の変更に伴いその契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに判定用サービスの契約の申込みがあり、判定用事固定業者がその登録を完了しているとき。

b その契約を解除すると同時に解除前に締結していた契約に係る電気通信回線の終端の設置場所と同一場所において新たに判定用サービスの契約の申込みがあり、判定用事業者がその登録を完了しているとき。

- ② 判定用事業者が定める条件に該当するとき。
- ③ 判定用事業者がその判定用サービスの提供を開始する前であって、判定用事業者の責めによらない理由により、その契約の申込みの取消し又は解除等があったとき。
- ④ 判定用事業者がその判定用サービスの提供を開始する前であって、判定用事業者の責めに帰すべき理由により、その契約の解除等があったとき（又はネの規定に基づき、判定用回線に代えて固定代替回線の指定があったときを除きます。）。

(ウ) 判定用回線（タイプⅢ又はタイプⅣの判定用サービスに係るものに限りません。）又は固定代替回線について、当社、特定事業者又は判定用事業者の契約約款等に定めるところにより、以下のいずれかに該当することとなったとき。

- ① 判定用回線について、固定ルータープラン以外への変更があったとき。
- ② 固定代替回線について、固定代替ルータープラン（当社又は特定事業者のau約款に定める料金プランであって、本割引に係る当社のWEBサイトに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）以外への変更があったとき。

- ③ サービスの利用権の譲渡があったとき（利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。
- ④ タイプⅢの判定用サービスに係る契約者の地位の承継があったとき。
- ⑤ サービスの利用の一時休止があったとき。
- ⑥ 契約の解除があったとき。

(エ) その他ケのいずれかに該当することとなったとき。

チ 判定用回線に代えて指定のあった固定代替回線に係る契約者の住所が、判定用サービスのサービス提供地域となったこと等を当社が知ったときは、当社は、そのことを固定代替回線が所属する自宅セット割グループを構成するいずれか電気通信回線の契約者に通知することがあります。

ツ チに定める通知を受けた場合又は固定代替回線に係る契約者の住所が判定用サービスのサービス提供地域となったこと等を知った場合（知ることができた場合を含みます。）、その自宅セット割グループを構成するいずれかの電気通信回線の契約者は、すみやかに判定用サービスに係る契約を申込み、その自宅セット割グループの判定用回線として指定していただきます。

テ ツの規定に基づく判定用回線の指定がない場合、当社は、その自宅セット割グループを構成する契約者回線について、本割引を廃止します。

ト タ又はテの規定により、本割引の適用を廃止する場合の取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄又は3欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄又は2欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ1欄又は2欄の規定によるものとします。

| 区分 | 本割引の適用 |
|--|--|
| 1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日（タの（ア）の②又は（ウ）の③若しくは④の場合は、その地位の承継の届出日又は譲渡承諾日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの利用料金について、本割引の適用の対象とします。 |
| 2 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はタの（ア）の①、（ウ）の①若しくは②（au約款に定めるものであって、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものに限ります。）、⑤若しくは⑥により本割引を廃止したとき。 | その事由が生じた日を含む料金月の末日までの利用料金について、本割引の適用の対象とします。 |

| | |
|--|--|
| <p>3 タの(イ)の④により本割引を廃止したとき。</p> | <p>その事由が生じた日を含む料金月から起算し4料金月の末日までの利用料金について、本割引の適用の対象とします。</p> |
| <p>ナ UQ mobile II 契約者は、タの(イ)の③の規定により本割引の廃止があったときは、本割引の適用により当社が割引いた額（キに該当する場合は、UQm I 約款に定める自宅セット割（でんきコース）の適用により当社が割引いた額を含みます。）を支払っていただきます。</p> <p>ニ その住所が判定用サービスの提供地域外である等により、判定用事業者が指定のあった判定用回線に係る判定用サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置又は保守することが困難な場合、UQ mobile II 契約者は、判定用回線に代えて、特定の電気通信回線（以下この欄において「固定代替回線」といいます。）を指定して、本割引の適用を申し出ることができます。</p> <p>この場合において、クに定めるほか、当社は、その固定代替回線が、au 約款に定めるところにより次の全てを満たすときに限り、その申出を承諾します。</p> <p>(ア) 固定代替回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものであること。</p> <p>(イ) 固定代替回線について固定代替ルータープランを選択していること。</p> <p>(ウ) その申出により、その自宅セット割グループにおいて、タイプⅢ若しくはタイプⅣに係る判定用回線である電気通信回線及びルーター割引、据置ルーター割引若しくは固定代替割引の適用を受ける電気通信回線の数が2以上とならないこと。</p> <p>ヌ ニに定めるほか、判定用事業者がその判定用サービスの提供を開始する前であって、判定用事業者の責めに帰すべき理由により、その契約の解除等があった場合であって、その判定用回線が所属していた自宅セット割グループに固定代替回線（ルーター割引を選択するものに限ります。）が含まれないときは、UQ mobile II 契約者は、判定用回線に代えて、固定代替回線（二の各号の全てを満たすものに限ります。）を指定することができます。</p> <p>ネ ニ又はヌに定めるほか、判定用事業者がその判定用サービスの提供を開始する前であって、判定用事業者の責めに帰すべき理由により、その判定用回線に係る契約の解除等があった場合であって、その判定用回線が所属していた自宅セット割グループに固定代替回線（ルーター割引を選択するものに限ります。）が含まれるときは、当社は、その契約の解除等があった日を含む料金月から起算し5料金月の初日において、契約者から、判定用回線に代えて、固定代替回線の指定があったものとみなします。</p> <p>ノ UQ mobile II 契約者は、本割引、KDDI 自宅セット割又はウの(イ)に定める取扱いの適用の可否を判断するためにその契約者回線、他網契約者回線及び判定用回線に係る情報（それ</p> | |

| | |
|--|--|
| | それぞれの適用に必要な範囲に限ります。)について、当社、特定事業者及び判定用事業者の間で相互に開示し照会すること並びにこれを利用することを承諾していただきます。 |
|--|--|

2 料金額

1 契約者回線ごとに月額

| 基本使用料の料金種別 | 料金額 |
|--------------|----------------|
| | 税抜額(税込額) |
| くりこしプランS +5G | 1,480円(1,628円) |
| くりこしプランM +5G | 2,480円(2,728円) |
| くりこしプランL +5G | 3,480円(3,828円) |

第2 オプション機能使用料

1 適用

オプション機能使用料の適用については、第45条（基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

| オプション機能使用料の適用 | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|----|-----|--------------|------|---------------------|------|
| <p>(1) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の適用</p> | <p>ア 当社は、海外ローミング機能について、2（料金額）に規定する国又は地域（その移動無線装置が接続されている外国事業者の無線基地局設備又は機内携帯通話システムによりその外国事業者の電気通信サービスが提供される場所をいい、以下「海外利用地域」といいます。）及び別表1（オプション機能）に規定する利用形態に応じて、オプション機能使用料を適用します。</p> <p>イ 着信通話利用に係る料金額として、2（料金額）に規定する料金額は、海外ローミング機能の利用に係るオプション機能使用料のほか、特定事業者の電話サービス等契約約款に定める国際ローミング着信自動通話に係る通話料を含みます。</p> | | | | | | |
| <p>(2) 世界データ定額の適用</p> | <p>ア 当社は、エに定める利用開始登録又は利用開始の予約登録があった場合に、利用開始登録が完了した時点又は予約登録時に指定した利用開始日時から起算して、エの規定により海外定額対象回線の契約者が選択した利用日数に係る時間（利用日数に24を乗じた時間とします。）が経過するまでの間（以下「海外定額制選択期間」といいます。）、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外インターネット利用（別表3に規定する海外利用地域に係るものに限ります。以下「海外定額対象利用」といいます。）に係るものに限ります。）について、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する定額料を適用する取扱い（以下「世界データ定額」といいます。）を行います。</p> <p style="text-align: center;">1 契約者回線ごとに選択した利用日数1日につき</p> <table border="1" data-bbox="485 1283 1211 1413"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定額料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ)以外の場合</td> <td>980円</td> </tr> <tr> <td>(イ) 利用開始の予約登録を行った場合</td> <td>690円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 利用開始の予約登録を取り消し、新たに利用開始登録を行った場合は、その利用開始登録時に選択した利用日数に応じて、(ア)に定める定額料を適用します。</p> <p>イ 予約登録時に指定した利用開始日時を過ぎて利用を開始した場合（選択した利用日数に係る時間が経過するまでに開始した場合に限ります。）、アの規定にかかわらず、その海外定額対象利用に係る海外定額制選択期間は、利用を開始した日時から起算します。</p> <p>ウ 世界データ定額は、海外定額対象回線（UQmobileサービスⅡの契約者回線であって、当社が別に定めるところにより世界データ定額の適用拒否に係る登録が完了したものを除きます。以下同じとします。）に限り、適用を受けることができます。</p> <p>エ 海外定額対象回線の契約者は、世界データ定額の適用（海外定額制選択期間の経過後の新たな適用を含みます。）を受けるにあたり、当社が別に定める方法により、次表に定める利用日数を選択</p> | 区分 | 定額料 | (ア) (イ)以外の場合 | 980円 | (イ) 利用開始の予約登録を行った場合 | 690円 |
| 区分 | 定額料 | | | | | | |
| (ア) (イ)以外の場合 | 980円 | | | | | | |
| (イ) 利用開始の予約登録を行った場合 | 690円 | | | | | | |

| | <p>して利用開始登録又は利用開始の予約登録を行っていただきます。</p> <p>利用開始の予約登録を行う場合は、利用日数のほか、利用を開始する日時及び海外利用地域を指定していただきます。</p> <table border="1" data-bbox="485 320 1447 488"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 320 968 360">区分</th> <th data-bbox="968 320 1447 360">利用日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 360 968 403">(ア) (イ)以外の場合</td> <td data-bbox="968 360 1447 403">1日から8日までの各日数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 403 968 488">(イ) 利用開始の予約登録を行う場合</td> <td data-bbox="968 403 1447 488">1日から30日までの各日数</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 当社は、世界データ定額の適用を受けている契約者回線について、世界データ定額の適用拒否の登録があり、その登録が完了したときは、その適用を廃止します。</p> <p>カ エに定める利用開始登録又は利用開始の予約登録を行った契約者回線の契約者は、海外定額制選択期間における海外定額対象利用の有無にかかわらず又は選択した利用日数に満たない時間の海外定額対象利用であっても、アに定める定額料の支払いを要します。</p> <p>キ 世界データ定額に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> | 区分 | 利用日数 | (ア) (イ)以外の場合 | 1日から8日までの各日数 | (イ) 利用開始の予約登録を行う場合 | 1日から30日までの各日数 | | | | |
|------------------------------------|---|------------------------------------|------|-----------------|------------------------|----------------------|---------------|-----------------------|---|--------------|--------|
| 区分 | 利用日数 | | | | | | | | | | |
| (ア) (イ)以外の場合 | 1日から8日までの各日数 | | | | | | | | | | |
| (イ) 利用開始の予約登録を行う場合 | 1日から30日までの各日数 | | | | | | | | | | |
| <p>(3) 海外ダブル定額の適用</p> | <p>ア 当社は、海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外定額対象利用（(2)の適用を受けるものを除きます。）に係るものに限り、以下この欄において「本料金」といいます。）について、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用する取扱い（以下「海外ダブル定額」といいます。）を行います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに日額</p> <table border="1" data-bbox="485 1234 1447 1738"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 1234 968 1361">2（料金額）に規定する料金額により算定した本料金の1日あたりの合計額</th> <th data-bbox="968 1234 1447 1361">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 1361 968 1447">0円以上1,980円以下の場合</td> <td data-bbox="968 1361 1447 1447">2（料金額）に規定する料金額により算定した額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1447 968 1532">1,981円以上40,000円以下の場合</td> <td data-bbox="968 1447 1447 1532">1,980円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1532 968 1697">40,001円以上41,000円以下の場合</td> <td data-bbox="968 1532 1447 1697">2（料金額）に規定する料金額により算定した額から40,000円を差し引いた額に1,980円を加算した額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1697 968 1738">41,001円以上の場合</td> <td data-bbox="968 1697 1447 1738">2,980円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表に規定する1日とは、本邦の時刻の午前0時00分00秒から午後11時59分59秒までの間をいいます。</p> <p>イ 海外ダブル定額は、UQmobileサービスⅡの契約者回線に限り、適用します。</p> | 2（料金額）に規定する料金額により算定した本料金の1日あたりの合計額 | 料金額 | 0円以上1,980円以下の場合 | 2（料金額）に規定する料金額により算定した額 | 1,981円以上40,000円以下の場合 | 1,980円 | 40,001円以上41,000円以下の場合 | 2（料金額）に規定する料金額により算定した額から40,000円を差し引いた額に1,980円を加算した額 | 41,001円以上の場合 | 2,980円 |
| 2（料金額）に規定する料金額により算定した本料金の1日あたりの合計額 | 料金額 | | | | | | | | | | |
| 0円以上1,980円以下の場合 | 2（料金額）に規定する料金額により算定した額 | | | | | | | | | | |
| 1,981円以上40,000円以下の場合 | 1,980円 | | | | | | | | | | |
| 40,001円以上41,000円以下の場合 | 2（料金額）に規定する料金額により算定した額から40,000円を差し引いた額に1,980円を加算した額 | | | | | | | | | | |
| 41,001円以上の場合 | 2,980円 | | | | | | | | | | |
| <p>(4) 電話きほんパック(V)の適用</p> | <p>ア 電話きほんパック(V)（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、その契約者回線について、(ア)に定めるオプション機能（以下この欄において「特定オプション機能」といいます。）</p> | | | | | | | | | | |

の全ての提供を受けている場合に、その料金月の特定オプション機能に係るオプション機能使用料を合計した額に(イ)に定める割引率を乗じて得た額の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）を行うことをいいます。

(ア) 特定オプション機能

オプション機能

留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能、割込通話機能

(イ) 割引率

| 割引率 | 料金額 |
|--|--------------|
| | 税抜額(税込額) |
| 2 (料金額) に定める特定オプション機能のオプション機能使用料の合計額（以下この(4)において「特定オプション料合計額」といいます。）からそれぞれ右欄に定める額を差し引いた額を、特定オプション料合計額で除して得た値 | 400 円(440 円) |

イ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

2 料金額

(1) (2)以外のもの

1 契約ごとに月額

| 区分 | 料金額 |
|----------|--------------|
| | 税抜額(税込額) |
| 留守番伝言機能 | 300 円(330 円) |
| 三者通話機能 | 200 円(220 円) |
| 迷惑電話拒否機能 | 100 円(110 円) |
| 割込通話機能 | 200 円(220 円) |
| 電子メール機能 | 200 円(220 円) |

(2) 海外ローミング機能に係るもの

ア イ又はウ以外のもの

外国事業者の電気通信サービスに係る 1 の利用につき利用時間 1 分までごとに

| 海外利用地域 | 区分及び料金額 | | | |
|---------|---------|--------|--------|--------|
| | 国内通話利用 | 国際通話利用 | | 着信通話利用 |
| | | 日本着信 | 日本着信以外 | |
| アジア 1 | 70 円 | 175 円 | 265 円 | 145 円 |
| アジア 2 | 75 円 | 175 円 | 265 円 | 155 円 |
| アジア 3 | 70 円 | 175 円 | 265 円 | 155 円 |
| アジア 4 | 75 円 | 175 円 | 265 円 | 80 円 |
| アジア 5 | 70 円 | 260 円 | 280 円 | 155 円 |
| アジア 6 | 95 円 | 280 円 | 280 円 | 180 円 |
| アジア 7 | 80 円 | 280 円 | 280 円 | 160 円 |
| アジア 8 | 70 円 | 195 円 | 280 円 | 80 円 |
| アジア 9 | 80 円 | 280 円 | 280 円 | 80 円 |
| アジア 10 | 75 円 | 380 円 | 380 円 | 80 円 |
| アジア 11 | 80 円 | 380 円 | 380 円 | 140 円 |
| アジア 12 | 70 円 | 180 円 | 280 円 | 180 円 |
| アジア 13 | 80 円 | 180 円 | 280 円 | 180 円 |
| アジア 14 | 80 円 | 380 円 | 380 円 | 180 円 |
| アジア 15 | 80 円 | 300 円 | 300 円 | 220 円 |
| アジア 16 | 80 円 | 180 円 | 280 円 | 140 円 |
| アジア 17 | 80 円 | 250 円 | 280 円 | 140 円 |
| アジア 18 | 70 円 | 260 円 | 280 円 | 140 円 |
| アジア 19 | 80 円 | 280 円 | 280 円 | 140 円 |
| アジア 20 | 80 円 | 180 円 | 280 円 | 110 円 |
| アジア 21 | 50 円 | 125 円 | 265 円 | 70 円 |
| アジア 22 | 180 円 | 480 円 | 480 円 | 230 円 |
| オセアニア 1 | 80 円 | 180 円 | 280 円 | 80 円 |
| オセアニア 2 | 120 円 | 140 円 | 210 円 | 165 円 |
| オセアニア 3 | 80 円 | 140 円 | 210 円 | 130 円 |
| オセアニア 4 | 80 円 | 280 円 | 280 円 | 80 円 |
| オセアニア 5 | 480 円 | 880 円 | 880 円 | 560 円 |
| オセアニア 6 | 130 円 | 580 円 | 580 円 | 210 円 |
| オセアニア 7 | 180 円 | 380 円 | 380 円 | 270 円 |
| アメリカ 1 | 120 円 | 140 円 | 210 円 | 165 円 |
| アメリカ 2 | 70 円 | 230 円 | 280 円 | 180 円 |
| アメリカ 3 | 80 円 | 380 円 | 380 円 | 190 円 |
| アメリカ 4 | 120 円 | 140 円 | 210 円 | 165 円 |
| アメリカ 5 | 130 円 | 250 円 | 280 円 | 190 円 |
| アメリカ 6 | 155 円 | 250 円 | 280 円 | 190 円 |
| アメリカ 7 | 80 円 | 250 円 | 280 円 | 100 円 |
| アメリカ 8 | 80 円 | 180 円 | 280 円 | 190 円 |

| | | | | |
|---|------|------|------|------|
| アメリカ9 | 80円 | 280円 | 280円 | 190円 |
| アメリカ10 | 155円 | 330円 | 330円 | 190円 |
| アメリカ11 | 80円 | 280円 | 280円 | 140円 |
| アメリカ12 | 130円 | 330円 | 330円 | 140円 |
| アメリカ13 | 70円 | 230円 | 280円 | 140円 |
| アメリカ14 | 80円 | 180円 | 280円 | 140円 |
| アメリカ15 | 130円 | 380円 | 380円 | 270円 |
| アメリカ16 | 80円 | 280円 | 280円 | 100円 |
| アメリカ17 | 200円 | 500円 | 500円 | 270円 |
| ヨーロッパ1 | 80円 | 180円 | 280円 | 110円 |
| ヨーロッパ2 | 80円 | 280円 | 280円 | 110円 |
| ヨーロッパ3 | 100円 | 250円 | 280円 | 110円 |
| ヨーロッパ4 | 100円 | 280円 | 280円 | 140円 |
| ヨーロッパ5 | 100円 | 380円 | 380円 | 140円 |
| ヨーロッパ6 | 80円 | 280円 | 280円 | 140円 |
| ヨーロッパ7 | 80円 | 380円 | 380円 | 110円 |
| ヨーロッパ8 | 80円 | 380円 | 380円 | 180円 |
| ヨーロッパ9 | 100円 | 450円 | 450円 | 180円 |
| アフリカ1 | 80円 | 280円 | 280円 | 160円 |
| アフリカ2 | 80円 | 180円 | 280円 | 160円 |
| アフリカ3 | 80円 | 380円 | 380円 | 160円 |
| アフリカ4 | 80円 | 280円 | 280円 | 180円 |
| アフリカ5 | 100円 | 280円 | 280円 | 180円 |
| アフリカ6 | 100円 | 380円 | 380円 | 180円 |
| アフリカ7 | 130円 | 380円 | 380円 | 160円 |
| アフリカ8 | 180円 | 480円 | 480円 | 160円 |
| アフリカ9 | 80円 | 480円 | 480円 | 160円 |
| 船舶 | 650円 | 650円 | 650円 | 800円 |
| 備考 各海外利用地域の区分における海外利用地域については、別表2に定めるところによります。 | | | | |

イ 海外SMS利用に係るもの

1送信ごとに

| 送信文字数 | 料金額 |
|--|------|
| 70文字まで (半角英数字のみの場合160文字まで) | 100円 |
| 71文字から134文字まで (半角英数字のみの場合161文字から306文字まで) | 200円 |
| 135文字から201文字まで (半角英数字のみの場合307文字から459文字まで) | 300円 |
| 202文字から268文字まで (半角英数字のみの場合460文字から612文字まで) | 400円 |
| 269文字から335文字まで (半角英数字のみの場合613文字から765文字まで) | 500円 |

| | |
|---|---------|
| 336 文字から 402 文字まで (半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで) | 600 円 |
| 403 文字から 469 文字まで (半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで) | 700 円 |
| 470 文字から 536 文字まで (半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで) | 800 円 |
| 537 文字から 603 文字まで (半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで) | 900 円 |
| 604 文字から 670 文字まで (半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで) | 1,000 円 |

ウ 海外インターネット利用に係るもの

| |
|--------------------|
| 料金額 |
| 1 課金対象データごとに 1.6 円 |

第3 通話料

1 適用

通話料の適用については、第46条（通話料及びデータ通信料の支払義務）及び第76条（電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 通話料の適用 | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|--|------------|--|-------------|--------------|--|-----------------------------|------------------------|----------------|------------------------|--|
| (1) 削除 | 削除 | | | | | | | | | | | |
| (2) 削除 | 削除 | | | | | | | | | | | |
| (3) 国際通話に係る通話料の適用 | 国際通話に関する料金については、その通話の相手先に応じて、2-2に規定する料金額を適用します。 | | | | | | | | | | | |
| (4) ローミングの契約者回線に係る通話料の適用 | ローミングの契約者回線から行った通話については、UQmⅡ約款において特定事業者がその契約者回線に適用する料金額と同額とします。 | | | | | | | | | | | |
| (5) SMS送信に関する料金の適用 | SMS送信に関する料金については、SMS送信を通話とみなして、1送信ごとの文字数に応じて2-1-3に規定する料金額を適用します。 | | | | | | | | | | | |
| (6) 国内通話定額の適用 | <p>ア 当社は、UQmobileⅡ契約者からの申出により、その契約者回線からの通話（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、国際通話、SMS送信、株式会社NTTドコモが提供するワイドスター通信サービス（同社のワイドスター通信サービス契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。）の電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。以下この(6)において「定額対象通話」といいます。）に関する料金の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しないこととする取扱い（以下「国内通話定額」といいます。）を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="2">支払いを要しない料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">かけ放題（10分/回）</td> <td>(ア) (イ)以外の通話</td> <td>その契約者回線からの定額対象通話に関する料金（別記13の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から10分以内の部分に係るものに限り、ます。）</td> </tr> <tr> <td>(イ) 当社が別に定める電気通信番号を使用して行う通話</td> <td>その契約者回線からの定額対象通話に関する料金</td> </tr> <tr> <td>かけ放題（24時間いつでも）</td> <td colspan="2">その契約者回線からの定額対象通話に関する料金</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 国内通話定額は、UQmobileサービスⅡの契約者回線</p> | 種類 | 支払いを要しない料金 | | かけ放題（10分/回） | (ア) (イ)以外の通話 | その契約者回線からの定額対象通話に関する料金（別記13の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から10分以内の部分に係るものに限り、ます。） | (イ) 当社が別に定める電気通信番号を使用して行う通話 | その契約者回線からの定額対象通話に関する料金 | かけ放題（24時間いつでも） | その契約者回線からの定額対象通話に関する料金 | |
| 種類 | 支払いを要しない料金 | | | | | | | | | | | |
| かけ放題（10分/回） | (ア) (イ)以外の通話 | その契約者回線からの定額対象通話に関する料金（別記13の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から10分以内の部分に係るものに限り、ます。） | | | | | | | | | | |
| | (イ) 当社が別に定める電気通信番号を使用して行う通話 | その契約者回線からの定額対象通話に関する料金 | | | | | | | | | | |
| かけ放題（24時間いつでも） | その契約者回線からの定額対象通話に関する料金 | | | | | | | | | | | |

であって、通話パック（60分/月）の適用を受けていないものに限って、選択することができます。

ウ 国内通話定額には次表に定める種類があり、国内通話定額を選択するUQ mobile II契約者は、そのいずれかを選択して、当社に申し出ていただきます。

| 種類 |
|----------------|
| かけ放題（10分/回） |
| かけ放題（24時間いつでも） |

エ 国内通話定額の適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

| 区分 | 国内通話定額の適用の開始 |
|---|-----------------------------|
| 1 国内通話定額の申出が、その契約者回線に係るUQ mobile II契約の申込みと同時に行了されたとき。 | そのUQ mobile サービスIIの提供を開始した日 |
| 5 国内通話定額の申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行了されたとき。 | その申出を当社が承諾した日 |

オ UQ mobile II契約者は、国内通話定額の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の国内通話定額の取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 変更後の国内通話定額の適用 |
|----------------------------------|--|
| (ア) (イ)以外の場合 | その請求があった日を含む料金月の翌料金月から通話について、変更後の国内通話定額を適用します。 |
| (イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に行了されたものである場合 | その請求あった日からの通話について、変更後の国内通話定額を適用します。 |

カ 当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線について、契約者から国内通話定額の適用を廃止する申出又はUQ mobile II契約の解除があった場合には、国内通話定額の適用を廃止します。

キ カの規定により、国内通話定額の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 国内通話定額の適用 |
|------------------------------|---|
| 1 2又は3以外により国内通話定額の適用を廃止したとき。 | その廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。 |
| 2 UQ mobile II契約の解除があったとき。 | 契約解除日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。 |

| | |
|---|--|
| <p>3 国内通話定額の適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</p> | <p>その申出があった日の前日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。</p> |
| <p>ク アの規定にかかわらず、次に定める通話については、その通話に関する料金の支払いを要する場合があります。</p> <p>(ア) その契約者回線から当社が別に定める協定事業者の電気通信回線への通話</p> <p>(イ) その契約者回線から定額対象通話であって、別記 13 の規定により測定した、その通話に係る 1 料金月の累計通話時間が 744 時間を超えた部分</p> <p>ケ クの(イ)の適用において、1 の通話について、その通話時間に 1 秒未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>コ 当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、国内通話定額の適用並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用(当社が別に定めるものを除きます。)の取扱いを行わないものとします。</p> <p>(ア) 第 32 条(利用停止)第 1 項第 13 号及び第 14 号に該当するとき。</p> <p>(イ) 第 68 条(利用に係る契約者の義務)第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当するとき。</p> <p>(ウ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。</p> <p>(エ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。</p> <p>(オ) その契約者からシに定める協力を得られないとき。</p> <p>(カ) その契約者回線からの通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス(通話に係るものに限り)を利用するための電気通信番号(当社が別に定めるものに限り)をダイヤルして行われたものであるとき。</p> <p>(キ) その契約者回線からの通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。</p> <p>(ク) その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。</p> <p>サ 当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線について、コ各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って又は当社所定の日において、国内通話定額の適用を廃止することができるものとします。この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者は国内通話定額の適用を申し出ることができないものとします。</p> <p>シ 当社は、クの規定を適用するため又はコ各号に定める事由の</p> | |

| | <p>有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。</p> <p>ス 契約者は、当社がシに定める調査等を行うにあたりその契約者回線に係る通話の情報等（調査等に必要な範囲に限ります。）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----|-----|----------|-----|------------|-----|----------------|----|-----------|---|---------------------------|-----------------------------------|---------------|----|--------|---------------------------|--|
| <p>(7) 通話パック（60分/月）の適用</p> | <p>ア 通話パック（60分/月）（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、次表に定める定額料を支払った場合に、その契約者回線からの通話（国際通話、SMS送信、株式会社NTTドコモが提供するワイドスター通信サービスの電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金の月間累計額について、次表に定める割引額（キの規定により割引額を日割りした場合は、その額とし、月間累計額が割引額に満たない場合は、月間累計額とします。）の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="485 734 1450 904"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td>500円(550円)</td> </tr> <tr> <td>割引額</td> <td>2,400円(2,640円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本割引は、UQ mobileサービスⅡの契約者回線であって、国内通話定額の適用を受けていないものに限り、選択することができます。</p> <p>ウ 本割引を選択するUQ mobileⅡ契約者は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>エ 本割引の適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p> <table border="1" data-bbox="485 1279 1450 1615"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>本割引の適用の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 本割引の申出が、その契約者回線に係るUQ mobileⅡ契約の申込みと同時に行われたとき。</td> <td>そのUQ mobileサービスⅡの提供を開始した日</td> </tr> <tr> <td>5 本割引の申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td> <td>その申出を当社が承諾した日</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出又はUQ mobileⅡ契約の解除があった場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>カ オの規定により、本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="485 1823 1450 2027"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>本割引の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。</td> <td>その廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 料金額 | 税抜額(税込額) | 定額料 | 500円(550円) | 割引額 | 2,400円(2,640円) | 区分 | 本割引の適用の開始 | 1 本割引の申出が、その契約者回線に係るUQ mobileⅡ契約の申込みと同時に行われたとき。 | そのUQ mobileサービスⅡの提供を開始した日 | 5 本割引の申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。 | その申出を当社が承諾した日 | 区分 | 本割引の適用 | 1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。 | その廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。 |
| 区分 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 税抜額(税込額) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 定額料 | 500円(550円) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 割引額 | 2,400円(2,640円) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 本割引の適用の開始 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 本割引の申出が、その契約者回線に係るUQ mobileⅡ契約の申込みと同時に行われたとき。 | そのUQ mobileサービスⅡの提供を開始した日 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 本割引の申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。 | その申出を当社が承諾した日 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 本割引の適用 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。 | その廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | <p>2 UQ mobile II 契約の解除があったとき。</p> | <p>契約解除日までの通話に関する料金について、本割引の対象とします。</p> | | | | | | |
|--------------------|---|---|----|-----|-------|--|-------|---|
| | <p>3 本割引の適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</p> | <p>その申出があった日の前日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</p> | | | | | | |
| | <p>キ 当社は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する割引額の日割りをを行います。</p> | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="483 495 735 533">区分</th> <th data-bbox="735 495 1445 533">起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="483 533 735 656">適用開始日</td> <td data-bbox="735 533 1445 656">その料金月の初日（その料金月において、エの規定により本割引の適用を開始した場合は、本割引の適用を開始した日）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 656 735 786">適用終了日</td> <td data-bbox="735 656 1445 786">その料金月の末日（その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）</td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | 起算日 | 適用開始日 | その料金月の初日（その料金月において、エの規定により本割引の適用を開始した場合は、本割引の適用を開始した日） | 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日） |
| 区分 | 起算日 | | | | | | | |
| 適用開始日 | その料金月の初日（その料金月において、エの規定により本割引の適用を開始した場合は、本割引の適用を開始した日） | | | | | | | |
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日） | | | | | | | |
| <p>(8) 通話料の取扱い</p> | <p>次の通話については、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 電気通信番号規則別表第 12 号に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話</p> <p>イ 当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</p> | | | | | | | |

2 料金額

2-1 通常通話に係るもの

2-1-1 2-1-2及び2-1-3以外のもの

(1) (2)以外のもの

| 区分 | 料金額 |
|-----|------------------------|
| 通話料 | 30秒までごとに税抜額20円(税込額22円) |

(2) ワイドスター通信サービス(第2種ワイドスターに限ります。)の電気通信回線への通話に係るもの

| 区分 | 料金額 |
|-----|------------------------|
| 通話料 | 30秒までごとに税抜額50円(税込額55円) |

2-1-2 電話番号案内接続に係るもの

| 区分 | 料金額 |
|---------|------------------------------|
| 電話番号案内料 | 1の電話番号の案内ごとに税抜額200円(税込額220円) |
| 通話料 | 2-1-1に規定する料金額と同額 |

2-1-3 SMS機能に係るもの

(1) (2)以外のもの

| 区分 | 1送信ごとに料金額 |
|--|------------|
| 通話料 | |
| 送信文字数 | 税抜額(税込額) |
| 70文字まで (半角英数字のみの場合160文字まで) | 3円(3.3円) |
| 71文字から134文字まで (半角英数字のみの場合161文字から306文字まで) | 6円(6.6円) |
| 135文字から201文字まで (半角英数字のみの場合307文字から459文字まで) | 9円(9.9円) |
| 202文字から268文字まで (半角英数字のみの場合460文字から612文字まで) | 12円(13.2円) |
| 269文字から335文字まで (半角英数字のみの場合613文字から765文字まで) | 15円(16.5円) |
| 336文字から402文字まで (半角英数字のみの場合766文字から918文字まで) | 18円(19.8円) |
| 403文字から469文字まで | 21円(23.1円) |

| | |
|---|---------------|
| (半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで) | |
| 470 文字から 536 文字まで (半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで) | 24 円 (26.4 円) |
| 537 文字から 603 文字まで (半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで) | 27 円 (29.7 円) |
| 604 文字から 670 文字まで (半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで) | 30 円 (33 円) |

(2) 国際SMS送信に係るもの

| 区分 | 1 送信ごとに 料金額 |
|---|----------------|
| 通話料 | |
| 送信文字数 | |
| 70 文字まで (半角英数字のみの場合 160 文字まで) | 100 円 |
| 71 文字から 134 文字まで (半角英数字のみの場合 161 文字から 306 文字まで) | 200 円 |
| 135 文字から 201 文字まで (半角英数字のみの場合 307 文字から 459 文字まで) | 300 円 |
| 202 文字から 268 文字まで (半角英数字のみの場合 460 文字から 612 文字まで) | 400 円 |
| 269 文字から 335 文字まで (半角英数字のみの場合 613 文字から 765 文字まで) | 500 円 |
| 336 文字から 402 文字まで (半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで) | 600 円 |
| 403 文字から 469 文字まで (半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで) | 700 円 |
| 470 文字から 536 文字まで (半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで) | 800 円 |
| 537 文字から 603 文字まで (半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで) | 900 円 |
| 604 文字から 670 文字まで (半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで) | 1,000 円 |

2-2 国際通話に係るもの

(1) (2)以外のもの

| 区分 | 料金額 |
|--------|---------------|
| 通話料 | 30秒までごとに次の料金額 |
| 通話先区分 | |
| 通話先区分1 | 20円 |
| 通話先区分2 | 55円 |
| 通話先区分3 | 65円 |
| 通話先区分4 | 85円 |
| 通話先区分5 | 95円 |

備考 各通話先区分における地域については、別表4（a u 国際通話の通話先地域）に定めるところによります。

(2) 特定衛星携帯電話等に係るもの

| 区分 | 料金額 |
|---|--------------|
| 通話料 | 1分までごとに次の料金額 |
| 通話先区分 | |
| 特定衛星携帯電話1（スラーヤ） | 275円 |
| 特定衛星携帯電話2（イリジウム） | 380円 |
| インマルサットサービス（その通話の相手先が 64kbit/s の Audio/Speech モード以外の場合） | 260円 |
| インマルサットサービス（その通話の相手先が 64kbit/s の Audio/Speech モードの場合） | 840円 |

第4 データ通信料

1 適用

通話料の適用については、第46条（通話料及びデータ通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

| データ通信料の適用 | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|-------------|--------|---------|---------------|----------|---|--------------|---------|-----------|--------------|---------|-----------|
| (1) 課金対象データの適用 | データ通信料の適用は、1料金月の課金対象データの総情報量について1,024バイトまでごとに1の課金対象データとします。 | | | | | | | | | | | | |
| (2) ターボ切替機能の提供 | <p>ア 当社は、UQmobileサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り、）との間のデータ通信について、次表に定める設定を任意に切り替えて行うことができる機能（以下「ターボ機能」といいます。）を提供します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設定</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ターボON設定</td> <td>ターボOFF設定以外のもの</td> </tr> <tr> <td>ターボOFF設定</td> <td>そのデータ通信の伝送速度を総量速度規制（(3)に定めるものをいいます。以下同じとします。）と同じ最高速度に制限するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ ターボ切替機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> | 設定 | 内容 | ターボON設定 | ターボOFF設定以外のもの | ターボOFF設定 | そのデータ通信の伝送速度を総量速度規制（(3)に定めるものをいいます。以下同じとします。）と同じ最高速度に制限するもの | | | | | | |
| 設定 | 内容 | | | | | | | | | | | | |
| ターボON設定 | ターボOFF設定以外のもの | | | | | | | | | | | | |
| ターボOFF設定 | そのデータ通信の伝送速度を総量速度規制（(3)に定めるものをいいます。以下同じとします。）と同じ最高速度に制限するもの | | | | | | | | | | | | |
| (3) 総量速度規制の適用 | <p>ア 当社は、UQmobileサービスⅡの契約者回線との間のデータ通信（特定事業者が提供するローミングに係るもの、海外定額対象回線に係る海外定額対象利用及び通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。）に到達しなかったものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたもの及びターボOFF設定により行われたものを除きます。以下この欄及び(5)において同じとします。）に係る累計課金対象データ量が、次表に定める月間データ量及び前月からの繰越データ量（前料金月において、エの規定により算出されたデータ量をいいます。以下同じとします。）を合算した量（以下「総量速度規制データ量」といいます。）を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線との間のデータ通信の伝送速度を次表に定める規制速度（海外定額対象利用に係るデータ通信については、最高128kbit/sとします。）に制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。）を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>月間データ量</th> <th>規制速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くりこしプランS +5G</td> <td>3ギガバイト</td> <td>最高300kbit/s</td> </tr> <tr> <td>くりこしプランM +5G</td> <td>15ギガバイト</td> <td>最高1Mbit/s</td> </tr> <tr> <td>くりこしプランL +5G</td> <td>25ギガバイト</td> <td>最高1Mbit/s</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 増量オプションⅡの適用を受けている場合の総量速度規制に係る月間データ量は、(4)に定める増量データ量を加算した後のデータ量とします。</p> <p>ウ 料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更又は</p> | 基本使用料の料金種別 | 月間データ量 | 規制速度 | くりこしプランS +5G | 3ギガバイト | 最高300kbit/s | くりこしプランM +5G | 15ギガバイト | 最高1Mbit/s | くりこしプランL +5G | 25ギガバイト | 最高1Mbit/s |
| 基本使用料の料金種別 | 月間データ量 | 規制速度 | | | | | | | | | | | |
| くりこしプランS +5G | 3ギガバイト | 最高300kbit/s | | | | | | | | | | | |
| くりこしプランM +5G | 15ギガバイト | 最高1Mbit/s | | | | | | | | | | | |
| くりこしプランL +5G | 25ギガバイト | 最高1Mbit/s | | | | | | | | | | | |

| | <p>増量オプションⅡの適用の開始若しくは廃止その他UQmobileサービスⅡの料金に係る取扱いの変更等があった場合、その事由に該当した日を含む料金月の総量速度規制に係る月間データ量は、変更前又は変更後の料金種別等に係る月間データ量のいずれか大きい方を適用します。</p> <p>エ 繰越データ量は、料金月の末日が経過した時点において、その料金月の総量速度規制データ量から累計課金対象データ量を差し引いた量（計算結果が、その料金月の月間データ量以上となる場合は月間データ量とし、0未満となる場合は0とします。）をいいます。</p> <p>オ 当社は、ローミング契約者がUQmⅡ約款に定める総量速度規制の適用を受けている場合は、UQmⅡ約款の定めに基づいてそのローミングに係る通信の伝送速度を制限します。</p> <p>カ 総量速度規制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|----|----------------|--|--------------------------|---|---------------|
| <p>(4) 増量オプションⅡの適用</p> | <p>ア 当社は、UQmobileⅡ契約者からの申出により、その契約者回線に係る月間データ量について、次表に定める増量データ量を加算する取扱い（以下「増量オプションⅡ」といいます。）を行います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに</p> <table border="1" data-bbox="485 981 1447 1155"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>増量データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くりこしプランS +5G</td> <td>2ギガバイト</td> </tr> <tr> <td>くりこしプランM +5G</td> <td>5ギガバイト</td> </tr> <tr> <td>くりこしプランL +5G</td> <td>5ギガバイト</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 増量オプションⅡを選択するUQmobileⅡ契約者は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>ウ 増量オプションⅡの適用の開始は、イの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p> <table border="1" data-bbox="485 1402 1447 1821"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>増量オプションⅡの適用の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 増量オプションⅡの適用の申出が、その契約者回線に係るUQmobileⅡ契約の申込みと同時に行われたとき。</td> <td>そのUQmobileサービスⅡの適用を開始した日</td> </tr> <tr> <td>2 増量オプションⅡの適用の申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td> <td>その申出を当社が承諾した日</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 当社は、増量オプションⅡの適用を受けている契約者回線について、UQmobileⅡ契約者からその適用を廃止する申出又はUQmobileⅡ契約の解除があった場合には、増量オプションⅡの適用を廃止します。</p> <p>オ エの規定により増量オプションⅡの適用を廃止する場合、次表</p> | 基本使用料の料金種別 | 増量データ量 | くりこしプランS +5G | 2ギガバイト | くりこしプランM +5G | 5ギガバイト | くりこしプランL +5G | 5ギガバイト | 区分 | 増量オプションⅡの適用の開始 | 1 増量オプションⅡの適用の申出が、その契約者回線に係るUQmobileⅡ契約の申込みと同時に行われたとき。 | そのUQmobileサービスⅡの適用を開始した日 | 2 増量オプションⅡの適用の申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。 | その申出を当社が承諾した日 |
| 基本使用料の料金種別 | 増量データ量 | | | | | | | | | | | | | | |
| くりこしプランS +5G | 2ギガバイト | | | | | | | | | | | | | | |
| くりこしプランM +5G | 5ギガバイト | | | | | | | | | | | | | | |
| くりこしプランL +5G | 5ギガバイト | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 増量オプションⅡの適用の開始 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 増量オプションⅡの適用の申出が、その契約者回線に係るUQmobileⅡ契約の申込みと同時に行われたとき。 | そのUQmobileサービスⅡの適用を開始した日 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 増量オプションⅡの適用の申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。 | その申出を当社が承諾した日 | | | | | | | | | | | | | | |

| | <p>の右欄に定める日まで増量オプションⅡを適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>増量オプションⅡの適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2又は3以外により増量オプションⅡの適用を廃止したとき。</td> <td>その廃止日を含む料金月の末日</td> </tr> <tr> <td>2 UQ mobileⅡ契約の解除があったとき。</td> <td>契約解除日</td> </tr> <tr> <td>3 増量オプションⅡの適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td> <td>その申出があった日の前日</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 増量オプションⅡに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> | 区分 | 増量オプションⅡの適用 | 1 2又は3以外により増量オプションⅡの適用を廃止したとき。 | その廃止日を含む料金月の末日 | 2 UQ mobileⅡ契約の解除があったとき。 | 契約解除日 | 3 増量オプションⅡの適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。 | その申出があった日の前日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----------------|-------------|--------------------------------|----------------|--------------------------|-------|---|--------------|------|--------|------|--------|----|----|-----|----------|------|--------------------|------------|------|------------------|----------------|------|------------------|----------------|------|------------------|----------------|
| 区分 | 増量オプションⅡの適用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 2又は3以外により増量オプションⅡの適用を廃止したとき。 | その廃止日を含む料金月の末日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 UQ mobileⅡ契約の解除があったとき。 | 契約解除日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 増量オプションⅡの適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。 | その申出があった日の前日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 購入データ量の取扱い | <p>ア UQ mobileⅡ契約者は、当社が別に定める方法により、次表に定める購入データ量を登録することができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>購入データ量</th> <th>有効日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプⅠ</td> <td>0.5ギガバイト</td> <td rowspan="4">62日</td> </tr> <tr> <td>タイプⅡ</td> <td>1ギガバイト</td> </tr> <tr> <td>タイプⅢ</td> <td>3ギガバイト</td> </tr> <tr> <td>タイプⅣ</td> <td>5ギガバイト</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 購入データ量の登録を行うUQ mobileⅡ契約者は、その種類に応じて、購入データ量の単位ごとに、次表に定める料金額の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプⅠ</td> <td>購入データ量 0.5ギガバイトごとに</td> <td>550円(605円)</td> </tr> <tr> <td>タイプⅡ</td> <td>購入データ量 1ギガバイトごとに</td> <td>1,000円(1,100円)</td> </tr> <tr> <td>タイプⅢ</td> <td>購入データ量 3ギガバイトごとに</td> <td>3,000円(3,300円)</td> </tr> <tr> <td>タイプⅣ</td> <td>購入データ量 5ギガバイトごとに</td> <td>5,000円(5,500円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ UQ mobileⅡ契約者は、アの規定によるほか、当社所定のカード(以下「データチャージカード」といいます。)に基づき購入データ量を登録することができます。この場合において、データチャージカードの販売額、有効期間、登録することができる購入データ量の種類及びその有効日数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>エ 当社は、累計課金対象データ量が総量速度規制データ量を超えた場合であって、登録された購入データ量の残量(以下「購入残データ量」といいます。)があるときは、その超過したデータ量(総量速度規制の適用を受けた通信に係るものを除きます。)が購入残データ量を超えるまでの間、その契約者回線との間のデータ</p> | 種類 | 購入データ量 | 有効日数 | タイプⅠ | 0.5ギガバイト | 62日 | タイプⅡ | 1ギガバイト | タイプⅢ | 3ギガバイト | タイプⅣ | 5ギガバイト | 種類 | 単位 | 料金額 | 税抜額(税込額) | タイプⅠ | 購入データ量 0.5ギガバイトごとに | 550円(605円) | タイプⅡ | 購入データ量 1ギガバイトごとに | 1,000円(1,100円) | タイプⅢ | 購入データ量 3ギガバイトごとに | 3,000円(3,300円) | タイプⅣ | 購入データ量 5ギガバイトごとに | 5,000円(5,500円) |
| 種類 | 購入データ量 | 有効日数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| タイプⅠ | 0.5ギガバイト | 62日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| タイプⅡ | 1ギガバイト | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| タイプⅢ | 3ギガバイト | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| タイプⅣ | 5ギガバイト | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 単位 | 料金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 税抜額(税込額) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| タイプⅠ | 購入データ量 0.5ギガバイトごとに | 550円(605円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| タイプⅡ | 購入データ量 1ギガバイトごとに | 1,000円(1,100円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| タイプⅢ | 購入データ量 3ギガバイトごとに | 3,000円(3,300円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| タイプⅣ | 購入データ量 5ギガバイトごとに | 5,000円(5,500円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|-----------------------------------|--|--------|------------------|--------|--|
| | <p>通信について、総量速度規制を行わないものとします。</p> <p>オ 当社は、その契約者回線について、(6)に定めるデータ商標の登録があった場合、その登録により得たデータ量を購入データ量として取り扱います。この場合において、データ証票の登録により得たデータ量の有効日数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>カ 購入データ量の有効期間は、次表に定める起算開始時点から起算終了時点までの期間とします。</p> <table border="1" data-bbox="486 488 1449 611"> <tr> <td>起算開始時点</td> <td>購入データ量の登録が完了した時点</td> </tr> <tr> <td>起算終了時点</td> <td>購入データ量の登録が完了した時点からアの表の有効日数に24を乗じた時間が経過する時点</td> </tr> </table> <p>キ 購入データ量の有効期間内に、新たな購入データ量の登録又はデータ商標の登録が行われた場合、登録済みの購入データ量の有効期間の残り期間又は新たに登録された購入データ量の有効期間のいずれか長い方を、その時点の購入残データ量の有効期間として取り扱います。</p> <p>ク UQmobile II 契約の解除があった場合、登録済みの購入残データ量を無効とします。</p> <p>ケ UQmobile II 契約者は、購入データ量の登録を行った後のデータ通信の有無にかかわらず、イに規定する料金額の支払いを要します。</p> <p>コ 購入データ量に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> | 起算開始時点 | 購入データ量の登録が完了した時点 | 起算終了時点 | 購入データ量の登録が完了した時点からアの表の有効日数に24を乗じた時間が経過する時点 |
| 起算開始時点 | 購入データ量の登録が完了した時点 | | | | |
| 起算終了時点 | 購入データ量の登録が完了した時点からアの表の有効日数に24を乗じた時間が経過する時点 | | | | |
| <p>(6) データプレゼントの取扱い</p> | <p>ア 当社は、別に定めるところにより、データ証票（当社が別に定める方法により登録を行った場合に、購入データ量として利用できるデータ量を得ることができる証票をいいます。以下同じとします。）を発行します。</p> <p>イ UQmobile サービス II の契約者回線の契約者は、当社が別に定める方法により、当社からデータ証票を譲り受けることができます。</p> <p>ウ 購入データの残量が15ギガバイト以上である場合、新たに登録したデータ証票（当社又は特定事業者が有料で販売したものを除きます。）に係るデータ量は、購入データ量の残量に加算しません。</p> <p>エ 当社が発行するデータ証票の販売額及び利用期限等、データ証票を登録した場合に利用することができるデータ量、そのデータ量に係る有効日数及び利用可能日数並びに本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> | | | | |
| <p>(7) 海外定額対象回線に係る海外定額対象利用の制限</p> | <p>ア 当社は、海外定額対象回線との間のデータ通信（海外定額対象利用に係るものに限ります。）に係る課金対象データの総情報量が、次表の左欄に定める算定対象時間区分において同表の右欄に定めるデータ量を超えたことを当社が確認した場合、超過を確認した算定時間区分の残りの時間が経過するまでの間、その海外定額対象回線との間のデータ通信（超過を確認した海外定額対象利用に係るものに限ります。）の伝送速度を最高1Mbit/sに制限す</p> | | | | |

| | <p>る取扱い（以下「海外定額対象利用速度規制」といいます。）を行います。</p> <p style="text-align: right;">1の海外定額対象利用ごとに</p> <table border="1" data-bbox="485 277 1439 488"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 277 1031 322">算定時間区分</th> <th data-bbox="1031 277 1439 322">データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 322 1031 488">世界データ定額の利用開始登録が完了した時点又は予約登録時に指定した利用開始日時から起算して24時間ごと</td> <td data-bbox="1031 322 1439 488">3,221,225,472バイト (3ギガバイト)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 予約登録時に指定した利用開始日時を過ぎて利用を開始した場合（選択した利用日数に係る時間が経過するまでに開始した場合に限ります。）、アの規定にかかわらず、その海外定額対象利用に係る算定時間区分は、利用を開始した日時から起算します。</p> <p>ウ 海外定額対象利用速度規制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> | 算定時間区分 | データ量 | 世界データ定額の利用開始登録が完了した時点又は予約登録時に指定した利用開始日時から起算して24時間ごと | 3,221,225,472バイト (3ギガバイト) |
|---|---|--------|------|---|------------------------------|
| 算定時間区分 | データ量 | | | | |
| 世界データ定額の利用開始登録が完了した時点又は予約登録時に指定した利用開始日時から起算して24時間ごと | 3,221,225,472バイト (3ギガバイト) | | | | |
| (8) データ通信料の減免 | <p>UQmobile通信サービスⅡに関する問合せ又は申込み等のために行われるデータ通信（インターネット接続機能の提供を受けている契約者回線と当社が別に定める電気通信設備との間の通信であって、当社が別に定めるものに限ります。）については、その料金の支払いを要しません。</p> | | | | |

第5 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第47条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 手続きに関する料金の適用 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|---|----|---------|--|------------|--|---------|---|-------------|------------------------------------|--------------|--|-----------|----------------------------------|------------|--|
| (1) 手続きに関する料金の適用 | 手続きに関する料金は、次のとおりとします。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>UQmobile II 契約の申込み（契約移行によるものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>契約移行手数料の適用</td> <td>UQmobile II 契約の申込み（契約移行によるものに限ります。）をし、その承諾を受けた場合に支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>機種変更手数料</td> <td>端末設備又は自営電気通信設備の接続に関する請求（UQmobile II 契約の申込みの請求と同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>SIMカード発行手数料</td> <td>SIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>SIMカード再発行手数料</td> <td>SIMカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなSIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>eSIM発行手数料</td> <td>eSIMの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>eSIM再発行手数料</td> <td>eSIMの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなeSIMの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 内容 | 契約事務手数料 | UQmobile II 契約の申込み（契約移行によるものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 | 契約移行手数料の適用 | UQmobile II 契約の申込み（契約移行によるものに限ります。）をし、その承諾を受けた場合に支払いを要する料金 | 機種変更手数料 | 端末設備又は自営電気通信設備の接続に関する請求（UQmobile II 契約の申込みの請求と同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 | SIMカード発行手数料 | SIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 | SIMカード再発行手数料 | SIMカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなSIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 | eSIM発行手数料 | eSIMの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 | eSIM再発行手数料 | eSIMの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなeSIMの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 |
| | 区分 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 契約事務手数料 | UQmobile II 契約の申込み（契約移行によるものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 契約移行手数料の適用 | UQmobile II 契約の申込み（契約移行によるものに限ります。）をし、その承諾を受けた場合に支払いを要する料金 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 機種変更手数料 | 端末設備又は自営電気通信設備の接続に関する請求（UQmobile II 契約の申込みの請求と同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | SIMカード発行手数料 | SIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | SIMカード再発行手数料 | SIMカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなSIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 | | | | | | | | | | | | | | | |
| eSIM発行手数料 | eSIMの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| eSIM再発行手数料 | eSIMの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなeSIMの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 契約事務手数料の適用 | 契約者は、UQmobile II 契約の申込みが番号移行によるものであるときは、契約事務手数料の支払いを要しません。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 契約移行手数料の適用 | 契約者は、UQmobile II 契約の申込み（契約移行によるものに限ります。）が、その契約者回線に接続する端末設備の購入を伴わないものであるときは、契約移行手数料の支払いを要しません。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) SIMカード発行手数料及びeSIM発行手数料の適用 | 契約者は、SIMカード又はeSIMの発行の請求が、UQmobile II 契約の申込み又は端末設備の変更に関する請求と同時に行われたものであるときは、SIMカード発行手数料又はeSIM発行手数料の支払いを要しません。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 手続きに関する料金の減免 | 当社は、この1（適用）及び2（料金額）の規定にかかわらず、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところにより、又は手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用す | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|-----------|
| | ることがあります。 |
|--|-----------|

2 料金額

| 料金種別 | 単位 | 料金額 |
|--------------------------------------|---------|------------------|
| | | 税抜額(税込額) |
| 契約事務手数料 | 1 契約ごとに | 3,000 円(3,300 円) |
| 契約移行手数料 | 1 契約ごとに | 3,000 円(3,300 円) |
| 機種変更手数料 | 1 請求ごとに | 2,000 円(2,200 円) |
| S I Mカード発行手数料 | 1 請求ごとに | 2,000 円(2,200 円) |
| S I Mカード再発行手数料 | 1 請求ごとに | 2,000 円(2,200 円) |
| e S I M発行手数料 | | |
| (1) (2)以外の場合 | 1 請求ごとに | 2,000 円(2,200 円) |
| (2) 当社所定のアプリケーション又はWEBサイトにて手続きを行った場合 | 1 請求ごとに | 400 円(440 円) |
| e S I M再発行手数料 | | |
| (1) (2)以外の場合 | 1 請求ごとに | 2,000 円(2,200 円) |
| (2) 当社所定のアプリケーション又はWEBサイトにて手続きを行った場合 | 1 請求ごとに | 400 円(440 円) |

(注) 上記の額に配送実費相当額を加算します。

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第48条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

| ユニバーサルサービス料の適用 | |
|----------------|--|
| ユニバーサルサービス料の適用 | ア UQmobileⅡ契約者は、料金月の末日において締結されているUQmobileⅡ契約について、2（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払いを要します。 ただし、その料金月の末日にそのUQmobileⅡ契約の解除があったときは、この限りではありません。 イ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。 |

2 料金額

| 区分 | 料金額（月額） |
|-------------|--|
| ユニバーサルサービス料 | ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額 |

（注） ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。
<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/>

第7 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用については、第49条（電話リレーサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 電話リレーサービス料の適用 | |
|---------------|--|
| 電話リレーサービス料の適用 | ア UQ mobile II 契約者は、料金月の末日において締結されているUQ mobile II 契約について、2（料金額）に定める電話リレーサービス料の支払いを要します。 ただし、その料金月の末日にそのUQ mobile II 契約の解除があったときは、この限りではありません。 イ 電話リレーサービス料については、日割りは行いません。 |

2 料金額

| 区分 | 料金額（月額） |
|------------|--|
| 電話リレーサービス料 | 電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額 |

（注） 電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/telephonerelay/>

第2表 工事費

工事費は別に算定する実費とします。

第3表 付随サービスに関する料金等

第1 通信明細書発行手数料

1 適用

通信明細書発行手数料の適用については、別記2(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

| 通信明細書発行手数料の適用 | | | |
|----------------------------------|--|-----|---------------------------|
| (1) 通信明細書発行手数料の適用 | UQmobile II 契約者は、当社が別に定める方法により専用のWEBサイト上で閲覧する通信明細書の発行の請求を行ったときは、通信明細書発行手数料の支払いを要しません。 | | |
| (2) a u 一括請求グループに係る通信明細書発行手数料の適用 | <p>ア 当社は、a u 一括請求グループ（料金その他の債務が一括して請求される当社又は特定事業者が提供する携帯電話サービス（p o v o 1.0 約款に定める p o v o 1.0 通信サービス、p o v o 2.0 約款に定める p o v o 2.0 通信サービス及びUQm I 約款に定めるUQmobile 通信サービスを除きます。）に係る電気通信回線からなるグループであって、当社が別に定めるところによりUQmobile II 契約者が指定したものをいいます。以下同じとします。）を構成する電気通信回線（この約款、UQ II 約款又はa u 約款に定める通信明細書の発行の取扱いを受けているものに限ります。）の数が50以上であるものについて、UQmobile II 契約者から請求があったときは、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p style="text-align: center;">1のa u 一括請求グループについて発行1回ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 5,000 円 (税込額 5,500 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、アの適用にあたり、その料金額の請求先となる1の電気通信回線（以下この欄において「一括請求代表回線」といいます。）を当社が別に定める方法により指定します。</p> <p>ウ 一括請求代表回線のUQmobile II 契約者は、アに定める料金額の支払いを要します。</p> <p>エ アの適用を受けているa u 一括請求グループにおいて、その料金額月に通信明細書の発行の取扱いを受けている電気通信回線の数が50未満となった場合、アを適用しません。</p> | 料金額 | 税抜額 5,000 円 (税込額 5,500 円) |
| 料金額 | | | |
| 税抜額 5,000 円 (税込額 5,500 円) | | | |

2 料金額

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|------------|-----------------|--------------------------|
| 通信明細書発行手数料 | 1 契約について発行1回ごとに | 税抜額 100 円 (税込額 110 円) |

第2 支払証明書等発行手数料

1 料金額

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|-------------|----------------|--------------------------|
| 支払証明書等発行手数料 | 支払証明書等の発行1回ごとに | 税抜額 400 円 (税込額 440 円) |

(注) 支払証明書等の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

第3 利用料金証明書発行手数料

1 料金額

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|--------------|-----------------|--------------------------|
| 利用料金証明書発行手数料 | 利用料金証明書の発行1回ごとに | 税抜額 400 円 (税込額 440 円) |

(注) 利用料金証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

第4 請求書の発行手数料

当社のWEBで請求書ご利用規約に定めるところによります。

第5 払込取扱票発行手数料

1 適用

払込取扱票発行手数料の適用については、別記2(2)の規定によるほか、次のとおりとします。

| 払込取扱票発行手数料の適用 | |
|---------------|--|
| 払込取扱票発行手数料の適用 | UQmobile II 契約者は、次のいずれかに該当する場合には、2(料金額)規定にかかわらず、払込取扱票発行手数料の支払いを要しません。 (1) その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるとき。 (2) その他当社が別に定める条件に該当するとき。 |

2 料金額

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|------------|---------------|--------------------------|
| 払込取扱票発行手数料 | 払込取扱票の発行1回ごとに | 税抜額 100 円 (税込額 110 円) |

第6 窓口取扱手数料

1 適用

窓口取扱手数料の適用については、別記2(3)の規定によるほか、次のとおりとします。

| 窓口取扱手数料の適用 | |
|------------|--|
| 窓口取扱手数料の適用 | UQmobile II 契約者は、次のいずれかに該当する場合には、2(料金額)の規定にかかわらず、窓口取扱手数料の支払いを要しません。この場合において、UQmobile II 契約者は、窓口取扱手数料に代えて払込取扱票発行手数料の支払いを要します。 (1) その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるとき。 |

| |
|---------------------------|
| (2) その他当社が別に定める条件に該当するとき。 |
|---------------------------|

2 料金額

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|---------|----------------------|--------------------------|
| 窓口取扱手数料 | 払込取扱票及び書面請求書の発行1回ごとに | 税抜額 300 円 (税込額 330 円) |

第7 空き電話番号検索手数料

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|-------------|---------|--------------------------|
| 空き電話番号検索手数料 | 1 検索ごとに | 税抜額 300 円 (税込額 330 円) |

第4表 証明手数料

1 契約ごとに 税抜額 300 円(税込額 330 円)

別表1 オプション機能

| 種類 | 提供条件 |
|----------|---|
| 留守番伝言機能 | <p>以下の機能をいいます。</p> <p>ア その契約者回線に着信した通話のメッセージの蓄積又は再生及びその契約者回線への着信に対してあらかじめ登録したメッセージの再生をする機能</p> <p>イ この機能を提供するために当社が設置する電気通信設備を用いて、蓄積したメッセージを音声ファイル（音声その他音響に係る情報をいいます。）に変換、蓄積し、データ通信によりその契約者回線に送信する機能（以下「蓄積メッセージ送信機能」といいます。）</p> <p>備考</p> <p>(1) UQmobileサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>(2) 蓄積メッセージ送信機能は、当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線に限り提供します。</p> <p>(3) この機能を利用している移動無線装置への通話については、その通話をその通話の発信元から留守番伝言機能を利用している移動無線装置への通話とみなして取り扱います。この場合、電波が伝わりにくい等のため、その移動無線装置が在圏する地域を確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。</p> <p>(4) 蓄積又は登録したメッセージ若しくは音声ファイルは、当社が別に定める時間経過後、消去します。</p> <p>(5) 蓄積又は登録できるメッセージ若しくは音声ファイルの数、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p> |
| ボイスメール機能 | <p>契約者回線等から送信されたメッセージの蓄積及び再生を行う機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>(1) UQmobileサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）であって、留守番伝言機能の提供を受けているものに限りに提供します。</p> <p>(2) 蓄積したメッセージは、当社が別に定める時間経過後、消去します。</p> <p>(3) 蓄積できるメッセージの数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> |
| 三者通話機能 | <p>通話中に端末設備の操作を行うことにより、その通話中の相手以外の契約者回線等との間で新たな通話を開始して、同時に三者間で通話ができるようにする機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>(1) UQmobileサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>(2) 割込通話機能を利用しているときは、この機能を利用することができません。</p> |

| | | |
|----------|----|---|
| | | <p>(3) この機能を利用して行う新たな通話については、その契約者回線に接続されている移動無線装置が現に通話中の通話を開始した地域に在圏するものとみなして取り扱います。</p> <p>(4) この機能に関するその他提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> |
| 迷惑電話拒否機能 | | <p>その契約者回線に着信した通話（当社が別に定めるものに限ります。）について、その発信者の契約者回線の電話番号を当社が別に定める方法により登録し、その電話番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に応答する機能をいいます。</p> |
| | 備考 | <p>(1) UQmobileサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>(2) UQmobileⅡ契約者が登録できる電話番号の数は、当社が別に定める値とします。</p> <p>(3) (2)に規定する数を超過して登録しようとするときは、現に登録中の電話番号のうち最初に登録されたものから順に消去して登録します。</p> <p>(4) 当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に応答する通話について着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。</p> <p>(5) この機能により応答する通話に関する料金については、第46条（通話料及びデータ通信料の支払義務）及び第56条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定する支払いを要する者が支払っていただきます。</p> <p>(6) 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、現に登録中の電話番号を消去することがあります。</p> <p>(7) 当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(8) この機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p> |
| 割込通話機能 | | <p>通話中に他の契約者回線等から着信があることを知らせ、端末設備の操作を行うことにより、現に通話中の通話を保留し、その着信に応答して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができるようにする機能をいいます。</p> |
| | 備考 | <p>(1) UQmobileサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>(2) 三者通話機能を利用しているときは、この機能を利用することができません。</p> <p>(3) この機能を利用し、着信に応答して行う通話については、その契約者回線に接続されている移動無線装置が保留中の通話を開始した地域に在圏するものとみなして取り扱います。</p> |

| | | |
|-------|----|--|
| | | (4) この機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。 |
| SMS機能 | | UQmobileサービスⅡの電話番号を使用して、文字メッセージの受信又は送信（当社が別に定める電気通信設備に蓄積する場合があります。）を行うことができる機能をいいます。 |
| | 備考 | <p>(1) UQmobileサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>(2) この機能を利用して行う文字メッセージの受信又は送信（当社が別に定める電気通信設備との間の受信又は送信に限ります。）については、データ通信により行います。 ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) その日においてこの機能を利用して行った文字メッセージの送信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。）の回数が、200回を超えたことを当社が確認した場合、それ以降その日においてその契約者回線からこの機能を利用した文字メッセージの送信を行うことはできません。</p> <p>(4) (3)に定める回数を超えて文字メッセージの送信が行われた場合であっても、UQmobileⅡ契約者は、その料金の支払いを要します。</p> <p>(5) 他社相互接続点（当社が別に定める協定事業者との相互接続に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）との間で受信又は送信されるSMS又は国際SMS（外国の事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間の文字メッセージをいいます。以下同じとします。）については、その相手先の事業者が定めるところに従ってその形式を変換する場合があります。</p> <p>(6) この機能を利用して受信又は送信されるSMSについては、そのSMS長又はその契約者回線に接続している移動無線装置の種類に応じて、分割して受信又は送信されることがあります。</p> <p>(7) (6)に定める場合において、そのSMSの受信又は送信は、1の受信又は送信として取り扱います。 ただし、当社が別に定める移動無線装置を利用したSMSの受信又は送信は、分割後の文字メッセージ数の受信又は送信として取り扱います。</p> <p>(8) 他社相互接続点へのSMS送信については、その協定事業者の定めるところにより行えない場合があります。</p> <p>(9) 国際SMS送信（国際SMSの送信をいいます。以下同じとします。）の取扱いに関しては、外国の法令、外国の事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。</p> <p>(10) UQmobileⅡ契約者は、当社が別に定める方法により、次のSMSの受信を行わないようにすることができます。</p> |

| | <p>ア 他社相互接続点からのSMS イ 国際SMS</p> <p>(11) UQmobile II 契約者は、その契約者回線の電話番号を通知しない場合、この機能を利用してSMSを送信することはできません。</p> <p>(12) 蓄積したSMSは、当社が別に定める時間経過後、消去します。</p> <p>(13) この機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|------|----|--------|---|--------|--|--------|-------------------------|---------|-------------------------------|------|----|-------------|-------------------------------------|
| 海外ローミング機能 | <p>ア 外国事業者（当社が別に定める者に限り）の電気通信設備から送信された契約者確認信号（外国事業者の電気通信設備においてUQmobile II 契約者の移動無線装置を確認した信号をいいます。以下同じとします。）を認識することにより、その外国事業者の電気通信サービスの提供を受けることができるようになる機能をいいます。</p> <p>イ この機能を利用して行う通信には、次の利用形態があります。</p> <p>ア イ以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="475 862 1449 1276"> <thead> <tr> <th>利用形態</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内通話利用</td> <td>外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの</td> </tr> <tr> <td>国際通話利用</td> <td>外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの</td> </tr> <tr> <td>着信通話利用</td> <td>外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの</td> </tr> <tr> <td>海外SMS利用</td> <td>外国事業者の電気通信サービスによりSMS機能を利用したもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ データ通信に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="475 1321 1449 1444"> <thead> <tr> <th>利用形態</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海外インターネット利用</td> <td>外国事業者の電気通信サービスによりインターネット接続機能を利用したもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 当社は、海外インターネット利用に係るオプション機能使用料の適用は、1 料金月の課金対象データの総情報量について、1,024 バイトまでごとに1の課金対象データとし、料金表第1表第1（基本使用料）2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p> <p>備考 (1) UQmobile サービス II の契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り）に限り提供します。</p> <p>(2) (1)の規定によるほか、この機能（海外インターネット利用に係るものを除きます。）は、その契約者回線が、特定事業者の電話サービス等契約約款に規定する国際ローミング着信自動通話（以下この欄において「着信自動通話」といいます。）を利用できるときに限り提供します。</p> | 利用形態 | 内容 | 国内通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの | 国際通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの | 着信通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの | 海外SMS利用 | 外国事業者の電気通信サービスによりSMS機能を利用したもの | 利用形態 | 内容 | 海外インターネット利用 | 外国事業者の電気通信サービスによりインターネット接続機能を利用したもの |
| 利用形態 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | |
| 国内通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの | | | | | | | | | | | | | | |
| 国際通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの | | | | | | | | | | | | | | |
| 着信通話利用 | 外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの | | | | | | | | | | | | | | |
| 海外SMS利用 | 外国事業者の電気通信サービスによりSMS機能を利用したもの | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用形態 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | |
| 海外インターネット利用 | 外国事業者の電気通信サービスによりインターネット接続機能を利用したもの | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| | <p>(3) (1)及び(2)の規定によるほか、この機能(海外インターネット利用に係るものに限ります。)は、当社が別に定める場合を除き、その契約者回線について、在圏する海外利用地域に応じた所定の登録が完了した場合に限り、提供します。</p> <p>(4) 当社は、移動無線装置への通話があった場合において、契約者確認信号によりその移動無線装置が海外利用地域に在圏するものと認識したときは、着信自動通話を利用して、その通話を外国事業者の電気通信設備へ転送します。</p> <p>(5) 着信自動通話に関する料金については、この機能を利用している契約者回線のUQmobileⅡ契約者が支払っていただきます。</p> <p>(6) 当社は、移動無線装置へのSMS送信があった場合において、契約者確認信号によりその移動無線装置が海外利用地域に在圏するものと認識したときは、(4)の規定に準じて取り扱います。この場合、UQmobileⅡ契約者は、(4)に準じて転送されたSMS送信に係る着信自動通話に相当する通話については、その料金の支払いを要しません。</p> <p>(7) この機能を利用している契約者回線への通話(着信自動通話を伴うものに限ります。)については、当社が別に定める地域に在圏する移動無線装置との通話とみなして取り扱います。</p> <p>(8) 当社は、この機能に係るオプション機能使用料については、料金月によらず当社が定める期間に従い、外国事業者の電気通信サービスに係る利用時間、海外SMS利用に係る文字メッセージの送信回数、海外インターネット利用に係る情報量又は世界データ定額の適用にあたり選択した利用時間区分及びその回数に基づき計算します。この場合、その利用時間、送信回数、情報量又は登録の回数は、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア 国内通話利用又は国際通話利用に係る利用時間は、外国事業者の機器により測定します。</p> <p>イ 着信通話利用に係る利用時間は、当社の機器により測定します。</p> <p>ウ 海外SMS利用に係る文字メッセージの送信回数は、当社の機器により測定します。</p> <p>エ 海外インターネット利用に係る情報量は、当社の機器により測定します。</p> <p>オ 世界データ定額の適用にあたり選択した利用時間区分及びその回数は、当社の機器により測定します。</p> <p>(9) それぞれの海外利用地域において実際に通信を行うことができる場所、この機能を利用して提供を受けられる利用形態(その利用形態において利用する機能の一部の提供を受けられない場合を含みます。)その他外国事業者の電気通信サービスの内容については、その契約者回線に接続された移動無線装置又はその外国事業者が定めるところによります。</p> |
|--|--|

| | |
|---------------------|---|
| | <p>(10) この機能を利用して行う通信に係る料金その他の債務の請求又は通信明細の発行については、外国事業者の事情により、利用のあった翌々料金月以降となる場合があります。</p> <p>(11) (3)に定める所定の登録が必要な場合において、海外でその登録を行った場合、外国事業者等の事情により登録が完了せず、この機能の提供を受けられないことがあります。</p> <p>(12) その料金月におけるこの機能に係るオプション機能使用料の概算額が当社所定の額を超えた場合、その契約者回線について、この機能の利用を制限することがあります。</p> <p>(13) 当社は、(12)の取扱いにより生じた損害については、その契約者回線に係る基本使用料を上限として賠償します。</p> <p>(14) 当社は、国際ローミング協定その他外国の法令等により、この機能の利用を制限することがあります。</p> <p>(15) この機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p> |
| ブロードキャスト文字メッセージ受信機能 | <p>端末設備の操作等により、当社がブロードキャスト文字メッセージ送信設備（この機能を提供するために当社が設置する電気通信設備であって、同時に複数の契約者回線に対し文字メッセージを送信するためのものをいいます。）を用いて送信する文字メッセージを受信することができる機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>(1) 当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線に限り提供します。</p> <p>(2) 契約者は、当社がこの機能に係る情報を送信する時間帯において、その移動無線装置が在圏する場所における電波の伝播条件、その端末設備の状態等により、その情報の受信が完了しないことがあることに同意していただきます。</p> <p>(3) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> |
| インターネット接続機能 | <p>移動無線装置等の操作等により、インターネットとの間でデータ通信及び+メッセージ（当社の携帯電話サービスの電話番号又は当社所定の携帯電話事業者が提供する携帯電話サービスの電気通信番号を使用して、当社が別に定める電気通信設備により文字及び画像等の受信又は送信を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）の利用等を行うことができる機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>(1) UQ mobileサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。）に限り提供します。</p> <p>(2) UQ mobileⅡ契約者（未成年の者に限り提供します。）は、この機能の利用に係る請求を行う場合、(4)に定める取扱い（以下「webフィルタリング」といいます。）又は当社所定のアプリケーションにより提供するフィルタリングサービス（以下「アプリフィルタリング」といいます。）の適用に係る請求を行っていただきます。いずれの請求も行わない場合であって、そのUQ mobileⅡ契約者が18歳未満のときは、webフィルタリング及びアプリフィルタリングの</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>適用を行わないことについて、そのUQ mobile II 契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきます。</p> <p>(3) (2)の規定にかかわらず、当社所定のサービス取扱所でこの機能の利用に係る請求を行うUQ mobile II 契約者（未成年の者に限ります。）は、webフィルタリングの適用に係る請求を行っていただきます。</p> <p>(4) 当社は、この機能を利用しているUQ mobile II 契約者又はその親権者若しくは後見人から請求があったときは、当社が別に定める接続先に限り接続する取扱いを行います。</p> <p>(5) webフィルタリングの適用は、UQ mobile サービスIIの契約者回線に限り、請求することができます。</p> <p>(6) UQ mobile II 契約者（未成年の者に限ります。）がwebフィルタリングの適用廃止に係る請求を行うときは、そのUQ mobile II 契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきます。</p> <p>(7) その契約者回線において、当社が別に定める移動無線装置を利用しているときは、webフィルタリングの適用を受けることができません。</p> <p>(8) その契約者回線について、当社の+メッセージ利用規約に定める+メッセージに係る利用契約（以下「+メッセージ契約」といいます。）を締結している者に限り、同利用規約に基づき+メッセージを利用することができます。</p> <p>(9) その契約者回線に係るUQ mobile II 契約の申込みがMNPを希望する旨の申出を伴うものであった場合（そのMNPに係る携帯電話事業者から+メッセージと同等のサービスの提供を受けていた場合であって、そのMNPを希望する旨の申出に先立ち、当社の+メッセージ利用規約に定める利用者情報引継機能と同等の機能を利用したときに限ります。）、その契約者回線について、この機能の提供の請求と同時に+メッセージ契約の申込みがあり、その請求の承諾と同時にその申込みを承諾したものとして取り扱います。</p> <p>(10) 電気通信設備に蓄積した情報は、当社が別に定める時間経過後、消去します。</p> <p>(11) (10)の規定により消去された情報は、復元できません。この機能を利用している契約者回線について、契約者の地位の承継があったときは、この機能を廃止します。</p> <p>(12) この機能を利用している契約者回線について、この機能の廃止を申し出ることはできません。</p> <p>(13) この機能を利用している契約者回線に係る電話番号の変更があったときは、新たにこの機能の提供を開始した場合に準じて取り扱います。 ただし、当社が別に定める場合については、この限りではありません。</p> <p>(14) 当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係</p> |
|--|---|

| | |
|---------|--|
| | <p>る電気通信設備（当社が設置するものを除きます。）の通信の品質を保証しません。</p> <p>(15) この機能の利用開始の方法、蓄積又は保存できる情報量、1の+メッセージで受信又は送信を行うことができる情報量、情報の表示方法その他のこの機能に関する提供条件については、+メッセージ利用規約その他当社が別に定めるところによります。</p> |
| 電子メール機能 | <p>移動無線装置等の操作等により、UQ電子メール（電子メールのアドレスを使用して、当社が設置するメール蓄積装置により電子メールの受信又は送信等を行うことができるサービスをいい、MMS（UQ mobileサービスⅡの電話番号を使用して、当社が別に定める電気通信設備により文字及び画像等の受信又は送信を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）に係る電気通信設備を介して電子メールの受信又は送信等を行うものに限ります。以下同じとします。）の利用等を行うことができる機能をいいます。</p> |
| 備考 | <p>(1) UQ mobileサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>(2) その契約者回線において、当社が別に定める移動無線装置を利用している場合に限り、UQ電子メール（MMSに係る電気通信設備を介して電子メールの受信又は送信等を行うものに限ります。）を利用することができます。</p> <p>(3) 当社は、1の電話番号ごとに当社が別に定めるところによりUQ電子メールを利用するためのメールアドレスを付与します。</p> <p>(4) 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由がある場合並びに当社が別に定める場合に限りメールアドレスの変更を行います。この場合、既に蓄積されている情報を消去します。</p> <p>(5) この機能に係る電気通信設備に蓄積した情報は、当社が別に定める時間経過後、消去します。</p> <p>(6) (4)又は(5)の規定により消去された情報は、復元できません。</p> <p>(7) 当社は、UQ電子メールにおいて、当社が別に定める方法により契約者が指定したUQ電子メールの蓄積を行わないようにする機能を提供します。</p> <p>(8) その契約者回線から送信したUQ電子メール（その契約者回線のUQ mobileⅡ契約者が、当社が別に定める電気通信設備を利用して送信したものを含みます。）において、宛先として指定されたメールアドレスののべ数の合計が、その日の開始時から起算して1000に達した場合、以後、同日中においては、その契約者回線からのUQ電子メールの送信（その契約者回線のUQ mobileⅡ契約者が、当社が別に定める電気通信設備を利用して行うものを含みま</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>す。)を行うことはできません。この場合において、宛先として指定されたメールアドレスが存在しないものであった場合であっても1のメールアドレスとして数えます。</p> <p>(9) UQ mobile II 契約者（その契約者回線において、当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）は、その移動無線装置に登録された電話番号及びメールアドレス等の当社が別に定める情報を、この機能に係る電気通信設備に保存することができます。</p> <p>(10) UQ mobile II 契約者は、その契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に係るUQ電子メールの受信に際し、特定の電気通信設備（インターネット等を介して接続されるものであって、当社以外の者が設置するものを含まず。）により、その受信に関する通知が行われることにあらかじめ同意していただきます。</p> <p>(11) この機能を利用している契約者回線に係る電話番号の変更があったときは、新たにこの機能の提供を開始した場合に準じて取り扱います。 ただし、当社が別に定める場合については、この限りではありません。</p> <p>(12) 当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備（当社が設置するものを除きます。）の通信の品質を保証しません。</p> <p>(13) この機能の利用開始の方法、蓄積又は保存できる情報量、1のUQ電子メールで受信又は送信を行うことができる情報量、情報の表示方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> |
|--|---|

別表2 海外ローミング機能（海外インターネット利用に係るものを除きます。）の海外利用地域

| 海外利用地域の区分 | 海外利用地域 |
|-----------|--|
| アジア1 | 中華人民共和国（香港及びマカオを含みます）、台湾 |
| アジア2 | シンガポール共和国、フィリピン共和国 |
| アジア3 | タイ王国 |
| アジア4 | マレーシア |
| アジア5 | インドネシア共和国 |
| アジア6 | 東ティモール、ブータン王国 |
| アジア7 | ブルネイ・ダルサラーム国 |
| アジア8 | ベトナム社会主義共和国 |
| アジア9 | ラオス人民共和国 |
| アジア10 | カンボジア王国 |
| アジア11 | モンゴル国 |
| アジア12 | インド、バングラデシュ人民共和国 |
| アジア13 | ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国 |
| アジア14 | スリランカ民主社会主義共和国、モルディヴ共和国、クウェート国 |
| アジア15 | アフガニスタン・イスラム国 |
| アジア16 | アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、サウジアラビア王国、バーレーン国 |
| アジア17 | シリア・アラブ共和国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国 |
| アジア18 | イスラエル国、パレスチナ自治政府 |
| アジア19 | イラク共和国 |
| アジア20 | キプロス共和国 |
| アジア21 | 大韓民国 |
| アジア22 | ミャンマー連邦共和国 |
| オセアニア1 | オーストラリア、クリスマス島、ニュージーランド、フィジー諸島共和国、フランス領ポリネシア、ナウル共和国、キリバス共和国 |
| オセアニア2 | サモア独立国、ハワイ |
| オセアニア3 | グアム、サイパン |
| オセアニア4 | ニュー・カレドニア |
| オセアニア5 | パラオ共和国 |
| オセアニア6 | トンガ王国、パプアニューギニア独立国、バヌアツ共和国、クック諸島、ソロモン諸島 |
| オセアニア7 | ミクロネシア連邦 |
| アメリカ1 | アメリカ合衆国（ハワイを除きます）、カナダ |
| アメリカ2 | メキシコ合衆国 |
| アメリカ3 | キューバ共和国 |
| アメリカ4 | アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領セントマーチン、キュラソー島、グレナダ、ケイマン諸島、サバ島及びシント・ユースタティウス島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス諸島・カイコス諸島、ドミニカ国、ドミニカ共和国、ハイチ共 |

| | |
|--------|--|
| | 和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、プエルト・リーコ、ボナイル島、ホンジュラス共和国、アメリカ領ヴァージン諸島、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グアデルーペ、フランス領ギアナ、マルティニク |
| アメリカ5 | エルサルバドル共和国、ベリーズ |
| アメリカ6 | ニカラグア共和国 |
| アメリカ7 | トリニダード・トバゴ共和国 |
| アメリカ8 | アルゼンチン共和国 |
| アメリカ9 | コロンビア共和国 |
| アメリカ10 | スリナム共和国 |
| アメリカ11 | チリ共和国、パラグアイ共和国、ブラジル連邦共和国、ボリビア共和国 |
| アメリカ12 | ガイアナ協同共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国 |
| アメリカ13 | ペルー共和国 |
| アメリカ14 | ウルグアイ東方共和国、コスタリカ共和国 |
| アメリカ15 | エクアドル共和国、グアテマラ共和国 |
| アメリカ16 | モンセラット |
| アメリカ17 | フォークランド諸島 |
| ヨーロッパ1 | グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、オランダ王国、スイス連邦、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルグ大公国、ドイツ連邦共和国、アイスランド共和国、オーストリア共和国、ギリシャ共和国、グリーンランド、スウェーデン王国、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、スペイン、カナリア諸島、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、ハンガリー共和国 |
| ヨーロッパ2 | アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、サンマリノ共和国、スロベニア共和国、チェコ共和国、バチカン市国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、モルドバ共和国、ラトビア共和国、コソボ共和国 |
| ヨーロッパ3 | アンドラ公国 |
| ヨーロッパ4 | ジブラルタル |
| ヨーロッパ5 | モンテネグロ共和国 |
| ヨーロッパ6 | マケドニア |
| ヨーロッパ7 | アルバニア共和国、エストニア共和国、クロアチア共和国、セルビア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マルタ共和国、リトアニア共和国、アゼルバイジャン共和国、カザフスタン共和国、タジキスタン共和国、ベラルーシ共和国、ロシア連邦、ルーマニア |
| ヨーロッパ8 | ウクライナ、ウズベキスタン共和国、キルギス共和国 |
| ヨーロッパ9 | アルメニア共和国、ジョージア、トルクメニスタン |
| アフリカ1 | アルジェリア民主人民共和国、エジプト・アラブ共和国、セネガル共和国、トーゴ共和国、ナミビア共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、モロッコ王国、ルワンダ共和国、レユニオン |
| アフリカ2 | ガーナ共和国、チュニジア共和国、ナイジェリア連邦共和国、南アフリカ共和国、レソト王国 |

| | |
|--------|---|
| アフリカ 3 | エチオピア連邦民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、ジブチ共和国、ケニア共和国、セーシェル共和国 |
| アフリカ 4 | タンザニア連合共和国 |
| アフリカ 5 | ウガンダ共和国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、中央アフリカ共和国、赤道ギニア共和国、南スーダン共和国、リビア |
| アフリカ 6 | ガボン共和国、ブルキナファソ |
| アフリカ 7 | アンゴラ共和国、ギニア共和国、ソマリア連邦共和国、リベリア共和国 |
| アフリカ 8 | ギニアビサウ共和国、チャド共和国 |
| アフリカ 9 | コモロ連合 |
| 船舶 | Maritime Communications Partner AS、On-Waves SIMMIN、Monaco Telecom、Telecom Italia 又は Wireless Maritime Service (AT&T) の船舶内携帯通話システムにより電気通信サービスが提供される地域 |

別表3 海外ローミング機能（海外インターネット利用に係るものに限ります。）の海外利用地域

| 区分 | 海外利用地域 |
|-------|---|
| アジア | 中華人民共和国（香港及びマカオを含みます）、台湾、シンガポール共和国、フィリピン共和国、タイ王国、マレーシア、インドネシア共和国、ベトナム社会主義共和国、ラオス人民共和国、カンボジア王国、モンゴル国、インド、バングラデシュ人民共和国、パキスタン・イスラム共和国、スリランカ民主社会主義共和国、クウェート国、アフガニスタン・イスラム国、アラブ首長国連邦、イラン・イスラム共和国、サウジアラビア王国、バーレーン国、カタール国、オマーン国、イスラエル国、イラク共和国、キプロス共和国、大韓民国、ミャンマー連邦共和国 |
| オセアニア | オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島共和国、ナウル共和国、サモア独立国、ハワイ、グアム、サイパン、バヌアツ共和国、クック諸島、ソロモン諸島 |
| アメリカ | アメリカ合衆国（ハワイを除きます）、カナダ、メキシコ合衆国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領セントマーチン、キュラソー島、グレナダ、ケイマン諸島、サバ島及びシント・ユースタティウス島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス諸島・カイコス諸島、ドミニカ国、ドミニカ共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バミューダ諸島、バルバドス、プエルト・リコ、ボナイル島、ホンジュラス共和国、アメリカ領ヴァージン諸島、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グアデルーペ、フランス領ギアナ、マルティニク、エルサルバドル共和国、ニカラグア共和国、トリニダード・トバゴ共和国、アルゼンチン共和国、スリナム共和国、チリ共和国、ブラジル連邦共和国、ガイアナ協同共和国、ペルー共和国、コスタリカ共和国、エクアドル共和国、グアテマラ共和国、モンセラット |
| ヨーロッパ | グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、オランダ王国、スイス連邦、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルグ大公国、ドイツ連邦共和国、アイスランド共和国、オーストリア共和国、ギリシャ共和国、スウェーデン王国、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、スペイン、カナリア諸島、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、ハンガリー共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、サンマリノ共和国、スロベニア共和国、チェコ共和国、バチカン市国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、モルドバ共和国、ラトビア共和国、コソボ共和国、モンテネグロ共和国、マケドニア、エストニア共和国、クロアチア共和国、セルビア共和国、マルタ共和国、リトアニア共和国、アゼルバイジャン共和国、カザフスタン共和国、タジキスタン共和国、ベラルーシ共和国、ロシア連邦、ルーマニア、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、アルメニア共和国 |

| | |
|------|---|
| アフリカ | アルジェリア民主人民共和国、エジプト・アラブ共和国、トーゴ共和国、ナミビア共和国、マイヨット島、ルワンダ共和国、レユニオン、ガーナ共和国、チュニジア共和国、ナイジェリア連邦共和国、南アフリカ共和国、レソト王国、ザンビア共和国、セーシェル共和国、タンザニア連合共和国、ウガンダ共和国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、コンゴ民主共和国、ニジェール共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、モーリシャス共和国、中央アフリカ共和国、ガボン共和国、ブルキナファソ、アンゴラ共和国 |
|------|---|

別表4 国際通話の通話先地域

| 通話先区分 | 地域 |
|--------|--|
| 通話先区分1 | アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ、オーストラリア、カナダ、グアム、サイパン、ニュージーランド、ハワイ |
| 通話先区分2 | マカオ、香港、台湾、大韓民国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、朝鮮民主主義人民共和国 |
| 通話先区分3 | アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾール諸島、アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イエメン共和国、イスラエル国、イタリア共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、インド、インドネシア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オマーン国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カタール国、カナリア諸島、カンボジア王国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キリバス共和国、キルギス共和国、クウェート国、クック諸島、グリーンランド、クリスマス島、ジョージア、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、クロアチア共和国、ココス・キーリング諸島、コソボ共和国、サウジアラビア王国、サモア独立国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スリランカ民主社会主義共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、ソロモン諸島、タイ王国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ツバル、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トケラウ諸島、トルクメニスタン、トルコ共和国、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ネパール王国、ノーフォーク島、ノルウェー王国、バーレーン国、パキスタン・イスラム共和国、バチカン市国、バヌアツ共和国、パプアニューギニア共和国、パラオ共和国、ハンガリー共和国、バングラデシュ人民共和国、フィジー共和国、フィリピン共和国、フィンランド共和国、ブータン王国、フェロー諸島、フランス共和国、フランス領ポリネシア、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、ベルギー王国、ベルラーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル共和国、マーシャル諸島共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、マレーシア、ミクロネシア連邦、ミャンマー連邦共和国、モナコ公国、モルディブ共和国、モルドバ共和国、モンゴル国、モンテネグロ共和国、ヨルダン・ハシェミット王国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルグ大公国、レバノン共和国、ロシア連邦、東ティモール、米領サモア |
| 通話先区分4 | アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン |

| | |
|----------------|---|
| | <p>共和国、エスワティニ王国、セーシェル共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ペナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト国、レユニオン、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国</p> |
| <p>通話先区分 5</p> | <p>アメリカ領ヴァージン諸島、アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グァデルーベ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、パラグアイ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク、メキシコ合衆国、モンセラット</p> |

別記

1 サービス区域

UQmobile通信サービスⅡの区域は、次表のとおりとします。

| |
|--|
| 以下のWEBサイトに掲載されている区域において、通信を行うことができます。 https://www.uqwimax.jp/mobile/area/ |
| 備考 1 上記区域内であっても、通信を行うことができないことがあります。 2 その契約者回線に接続されている移動無線装置により、通信を行うことができないことがあります。 |

2 付随サービスの提供

(1) 通信明細書等の発行

ア 当社は、UQmobileⅡ契約者から請求があったときは、そのUQmobileⅡ契約に係る次表の左欄に定める書面を発行します。

| 発行する書面 | 手数料 |
|--|---------------------------------------|
| UQmobile通信サービスⅡの通信明細書（書面のほか当社が別に定める方法により閲覧されるものを含みます。） | 料金表3表（付随サービスに関する料金等）に規定する通信明細書発行手数料 |
| 支払証明書等（その契約者に係る料金等の支払証明書、その契約に係る預託金預り証明書その他これらに類する証明書をいいます。） | 料金表3表（付随サービスに関する料金等）に規定する支払証明書等発行手数料 |
| UQmobile通信サービスⅡの利用料金証明書 | 料金表3表（付随サービスに関する料金等）に規定する利用料金証明書発行手数料 |

イ UQmobileⅡ契約者は、アの請求をし、当社がその書面を発行したときは、アの表の右欄に規定する手数料の支払いを要します。

ウ UQmobileⅡ契約者は、利用者登録が行われているUQmobileⅡ契約に係る通信明細書又は利用料金証明書の発行を請求する場合は、あらかじめ登録利用者の承諾を得ていただきます。

エ この(1)に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(2) 払込取扱票の発行等

ア 当社は、UQmobile通信サービスⅡに係る料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行及びその他必要な取扱いを行います。

イ UQmobileⅡ契約者は、アの規定に該当することとなったときは、料金表第3表（付随サービスに関する料金等）に規定する払込取扱票発行手数料の支払いを要します。

(3) 窓口払込みの取扱い等

- ア 当社は、次のいずれかに該当するときは、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取扱い、その支払いに係る払込取扱票及び書面請求書（当社のWEBで請求書ご利用規約に定める書面による請求書をいいます。）の発行並びにその他必要な取扱いを行います。
- （ア）口座振替に係る金融機関等の手続きが完了する前に料金等の支払いを求めるとき。
- （イ）当社とUQmobile II 契約者との間で払込取扱票を用いて料金等を支払うことに合意したとき。
- イ UQmobile II 契約者は、アの規定に該当することとなったときは、料金表第3表（付随サービスに関する料金等）に規定する窓口取扱手数料の支払いを要します。

(4) 有料サービスの利用又は商品の購入に係る料金の合算請求の取扱い

当社は、当社が別に定めるところにより、有料でサービスを提供し、又は商品若しくは権利等を販売する場合であって、当社が別に定める方法でその申込みを受けるときは、そのサービスの提供又は商品若しくは権利等の販売に係る料金をUQmobile II 通信サービス II に関する料金とみなして取り扱います。

(5) MNP又は番号移行の取扱い

- ア 第11条（電話番号）第1項により当社が定める電話番号について、MNP又は番号移行を希望する者は、UQmobile II 契約の申し込みをする際、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。この場合において、その申出を行うことができる者は、携帯電話事業者又はPHS事業者との間でその電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。
- イ 当社は、第11条第2項に規定する場合のほか、アの規定に基づきUQmobile II 契約者が申し出た内容について事実と異なるものであると判断した場合、その電話番号を変更することがあります。
- ウ UQmobile II 契約者がそのUQmobile II 契約を解除しようとする場合であって、MNP又は番号移行を希望するときは、UQmobile II 契約の解除に先立って、当社が別に定める方法によりその旨を申し出ていただきます。
- ただし、当社は、次のいずれかに該当する場合には、その申出を承諾しません。
- （ア）その申出を行ったUQmobile II 契約者が料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- （イ）その申出がMNP又は番号移行によらず締結されたUQmobile II 契約の初期契約解除に利用しようとするものであるとき。
- エ 当社は、ウの規定に基づきUQmobile II 契約者から申出があったときは、MNP又は番号移行に係る手続きに必要な番号（以下「MNP予約番号」といいます。）を発行します。
- ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。
- オ 当社が発行するMNP予約番号は、その発行日から起算して15日間が経過したときに無効となります。この場合において、MNP又は番号移行の申出と同時に行われたUQmobile II 契約の解除の申出（初期契約解除に係るものを含みます。）につい

ては、そのMNP予約番号が無効となったときに撤回されたものとして取り扱います。
カ UQmobile II 契約者は、MNP予約番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

キ MNPを希望する者は、当社がMNPに係る手続きを行うにあたり、その者からの申出の可否を判断するために、そのMNPに関わる携帯電話事業者又はPHS事業者との間で、その電気通信番号に係る契約の契約者の氏名、住所、生年月日、当社、携帯電話事業者若しくはPHS事業者が発行するMNP予約番号その他その手続きに必要な情報を相互に開示し、又は照会することを承諾していただきます。

(6) 時報サービス

ア 当社は、次表に定める時報サービスを提供します。

| 区別 | 内容 | 電話番号 |
|--------|-------------------------|------|
| 時報サービス | 日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス | 117 |

イ 時報サービスは、1の通話について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、その通話を打ち切ります。

(7) 情報提供サービス

ア 当社は、次により情報提供サービスを提供します。

| 区別 | 内容 |
|----------|--|
| 情報提供サービス | UQmobile通信サービスIIを利用することにより、あらかじめ作成された情報の提供を受けることができるサービス |

イ 情報提供サービスで提供される情報は、当社が別に定める者により作成されます。

ウ 当社は、作成された情報ごとに、その内容、電話番号及びサービス選択番号を定めます。

エ 情報提供サービスは、契約者回線からの通話に限り提供します。

オ 情報提供サービスを利用することができる時間帯については、当社が別に定めるところにより、制限されることがあります。

カ 情報提供サービスは、1の通話について情報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、当社が別に定める時間を経過した場合において、その通話を打ち切る場合があります。

キ 契約者は、情報提供サービスを利用した通話について、別記13（通話時間等の測定）の規定により測定した通話時間と料金表第1表第3（通話料）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

ク 当社は、情報提供サービスで提供される情報の内容等に基づいて発生した損害については、責任を負いません。

(8) 短縮ダイヤル接続

当社は、当社が別に定める契約者回線等へ着信する通話については、当社が別に定めるところにより、短縮ダイヤル番号（当社が付与した短桁の接続番号をいいます。）により接続します。

(9) 空き電話番号検索サービス

ア 当社は、UQmobile II 契約者又はUQmobile II 契約の申込みを行う者

から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その請求のあった電話番号が既に使用されているかどうかを調査し、その結果を調査の請求者に通知します。

イ アの調査の請求（以下この(9)において「調査請求」といいます。）ができる電話番号は、それぞれのコース種別に係る契約者回線に登録されるべきものに限るものとし、当社の調査は、調査請求に係る電話番号の下4桁部分に限り行います。

ウ アの調査請求をした者は、アの通知を受け取ったときは、料金表第3表（付随サービスに関する料金等）に規定する空き電話番号検索手数料の支払いを要します。

(10) 協定事業者が提供する電報サービスの利用等

ア 契約者は、UQmobile通信サービスⅡの契約者回線から、通常通話を行って、当社が別に定める協定事業者の契約約款の規定に基づく電報サービス等（電報サービス及び電報サービスに準ずる特定信書便サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

イ 契約者は、アの規定により電報サービス等を利用した場合（電報サービス等の利用に係る料金等をクレジットカードにより支払うことを条件に利用した場合を除きます。）に生じた電報サービス等に係る債権（電報サービス等を利用するために行った相互接続通信の料金に係るものを含みます。）を、当社がその協定事業者から譲り受け、その債権額を料金に合算して請求することを承諾していただきます。

ウ イの場合において、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

エ イの規定により協定事業者から譲り受けた債権については、第58条（ローミングに係る債権の譲渡等）に規定する場合を除き、第53条（割増金）、第54条（延滞利息）、第55条（収納手数料の負担等）及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(11) 緊急地震速報サービス

ア 当社は、次により緊急地震速報サービスを提供します。

| 区別 | 内容 |
|------------|--|
| 緊急地震速報サービス | 当社が気象庁の提供する緊急地震速報（気象業務法施行令（昭和27年11月29日政令第471号）第4条に定める地震動警報をいいます。）を受けて作成する情報（以下「緊急地震速報情報」といいます。）を、気象庁が緊急地震速報の対象として指定する区域（通信を行うことができる区域に限りません。以下「緊急地震速報配信区域」といいます。）に在圏する移動無線装置が接続された契約者回線に配信するサービス |

イ 当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線に限り提供します。

ウ 契約者は、以下の各号について承諾していただきます。

(ア) 緊急地震速報情報の配信は、地震の到達に間に合わない場合があります。

(イ) 緊急地震速報配信区域に移動無線装置が在圏する場合であっても、電波の伝播状況、端末設備の電源、設定等の状況等により、緊急地震速報情報を受信できない場合があります。

(ウ) 緊急地震速報配信区域以外の場所に移動無線装置が在圏する場合であっても、当社の設備状況又は電波の伝播状況等により、緊急地震速報情報が配信される場合があります。

(エ) その他、当社は、気象庁の緊急地震速報に基づき作成した情報の内容等に基づ

いて発生した損害については、責任を負いません。

エ 当社は、第12条（UQmobileサービスⅡの利用の一時中断）又は第32条（利用停止）の規定にかかわらず、UQmobileサービスⅡの利用の一時中断又はUQmobile通信サービスⅡの利用の停止があった契約者回線に対し緊急地震速報サービスを提供します。

オ 緊急地震速報情報は、別表1（オプション機能）に規定するブロードキャスト文字メッセージ受信機能により受信できます。

カ 契約者は、緊急地震速報サービスに係る情報及びオプション機能の利用について、料金の支払いを要しません。

キ 緊急地震速報情報の受信方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(12) 津波警報サービス

ア 当社は、次により津波警報サービスを提供します。

| 区別 | 内容 |
|----------|--|
| 津波警報サービス | 当社が気象庁の提供する津波警報（気象業務法施行令（昭和27年11月29日政令第471号）第4条に定める津波警報をいいます。）を受けて作成する情報（以下「津波警報情報」といいます。）を、気象庁が津波警報の対象として指定する区域（通信を行うことができる区域に限ります。以下「津波警報配信区域」といいます。）に在圏する移動無線装置が接続された契約者回線に配信するサービス |

イ 当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線に限り提供します。

ウ 契約者は、以下の各号について承諾していただきます。

（ア） 津波警報情報の配信は、津波の到達に間に合わない場合があります。

（イ） 津波警報配信区域に移動無線装置が在圏する場合であっても、電波の伝播状況端末設備の電源、設定等の状況等により、津波警報情報を受信できない場合があります。

（ウ） 津波警報配信区域以外の場所に移動無線装置が在圏する場合であっても、当社の設備状況又は電波の伝播状況等により、津波警報情報が配信される場合があります。

（エ） その他、当社は、気象庁の津波警報に基づき作成した情報の内容等に基づいて発生した損害については、責任を負いません。

エ 当社は、第12条（UQmobileサービスⅡの利用の一時中断）又は第32条（利用停止）の規定にかかわらず、UQmobileサービスⅡの利用の一時中断又はUQmobile通信サービスⅡの利用の停止があった契約者回線に対し津波警報サービスを提供します。

オ 津波警報情報は、別表1（オプション機能）に規定するブロードキャスト文字メッセージ受信機能により受信できます。

カ 契約者は、津波警報サービスに係る情報及びオプション機能の利用について、料金の支払いを要しません。

キ 津波警報情報の受信方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

3 当社から契約者に行う通知等の方法及び契約者の氏名等の変更に係る届出の義務

- (1) 当社は、この約款に基づき、契約者に通知その他の連絡（以下この別記3において「通知等」といいます。）を行う必要がある場合であって、書面その他の当社が別に定める方法によりその通知等を行うときは、契約者から届出のあった氏名、名称、住所若しくは居所、請求書の送付先、メールアドレスに係る情報（以下「契約者連絡先」といいます。）に基づいて行います。
- (2) 契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
- (3) 当社は、(2)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (4) 契約者は、契約者が(2)の届出を怠ったことにより、当社が従前の契約者連絡先に宛てて送付した書面については、その書面が不到達の場合においても、通常その到達すべき時にその契約者に到達したのものとして取り扱うことに同意していただきます。
- (5) 契約者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて送付した書面についても、(4)と同様とします。
- (6) 当社は、契約者連絡先に宛てて送付した書面が当社に返戻されるその他の理由により、届出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、書面による通知等を行わないこととします。
- (7) (6)に該当する場合であって、当社が書面による通知等を行わないこととしたときは、当社は、その契約者回線への架電その他の当社が別に定める方法により通知等を行います。この場合において、その契約者回線に提供する留守番伝言機能又はその契約者回線に接続された端末設備に内蔵された留守番電話機能等に通知等を録音する又は電子メールその他の方法により、契約者がその通知等を受領しうる状態にしたときは、契約者がその通知等を実際に受領したか否かにかかわらず、その通知等は契約者に到達したのものとして取り扱うことに同意していただきます。
- (8) 当社は、当社がその契約者回線について第32条（利用停止）に基づくUQmobile II通信サービスIIの利用の停止又は第15条（当社が行うUQmobile II契約の解除）に基づく契約の解除を行う場合であって、書面及び(7)のいずれの方法によっても通知等を行うことができないときは、これらの規定にかかわらず、通知を省略します。
- (9) 契約者は、(2)の届出を怠った、又は当社に事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。

4 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類として当社が別に定めるもの及び当社が契約者の地位を承認した者の本人確認を行うための書類として当社が別に定めるものを添えて、速やかに当社が別に定める方法により当社に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- (4) 契約者は、(1)の届出を行わない場合、別記3の(4)から(9)の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

5 端末設備に異常がある場合などの検査

- (1) 当社又は特定MNOは、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その端末設備の接続が技術基準などに適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 当社又は特定MNOの係員は、(1)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (3) 契約者は、(1)の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

6 自営電気通信設備に異常がある場合などの検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記5の規定に準じて取り扱います。

7 端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

| |
|------------------------|
| 技術基準及び技術的条件 |
| 端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号） |

8 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

- (1) 契約者は、契約者回線に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記8において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社又は特定MNOが、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理などを行っていただきます。
- (2) 当社又は特定MNOは、(1)の修理などが完了したときは、電波法の規定に基づく検査などを受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) 契約者は、(2)の検査などの結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

9 端末設備の電波法に基づく検査

別記8に規定する検査のほか、端末設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記8の(2)及び(3)の規定に準ずるものとし、ます。

10 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令が

あった場合の取扱いについては、別記8の規定に準ずるものとします。

11 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記9の規定に準ずるものとします。

12 新聞社などの基準

| 区分 | 基準 |
|------------|--|
| (1) 新聞社 | 次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。 |
| (2) 放送事業者等 | 放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者 |
| (3) 通信社 | 新聞社又は放送事業者等にニュース（（1）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社 |

13 通話時間等の測定

(1) (2)以外の通話に係る通話時間は、以下のとおり測定します。

ア 通話時間は、双方の契約者回線等を接続して通話できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通話終了の信号を受けてその通話ができない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

ただし、電話番号案内接続に係る通話に係る通話時間については、電話番号案内事業者の機器により測定します。

イ 次の時間は、アの通話時間には含みません。

(ア) 回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話の途中に一時通話ができなかった時間

(イ) 回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話を打ち切ったときは、その通話に適用される料金表第1表第3（通話料）に規定する秒数に満たない端数の通話時間

(2) SMS機能を利用した文字メッセージの送信の回数は、当社の電気通信設備において、当社が別に定めるところにより発信者の契約者回線からSMS機能を利用した文字メッセージの送信を示す情報を受信した回数とし、当社の機器により測定します。

14 課金対象データの情報量の測定

課金対象データの情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象データが通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。）に到達しなかった場合には、そのデータについては、情報量の測定から除きます。

15 当社の機器の故障などにより通話料を正しく算定できなかった場合の取扱い

- (1) 当社の機器の故障などにより通話料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

| | |
|-------------------------|--|
| ア イ以外の場合 | 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 |
| イ 過去1年間の実績を把握することができる場合 | 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があつたと認められる日）を含む料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通話料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 |

- (2) (1)の場合において特別の事情があるときは、契約者と協議して、その事情を参照するものとします。
- (3) (1)及び(2)の規定は、データ通信料を正しく算定できなかった場合について、準用します。

16 UQmobile通信サービスⅡの利用における禁止行為

- (1) 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為
- (2) (1)のほか、当社若しくは他社のインターネット関連設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為
- (3) 無断で他人に広告、宣伝若しくは勧誘する行為又は他人に嫌悪感を抱かせ、若しくは嫌悪感を抱かせるおそれがある文章等を送信、記載若しくは転載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれがある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為
- (7) 他人を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して訪問販売法に違反する行為
- (11) UQmobile通信サービスⅡにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (13) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (14) (1)から(13)のほか、法令又は慣習に違反する行為
- (15) 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (16) 当社サービスの運営を妨げる行為
- (17) 上記(16)までの禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

17 大量の電子メール送信が行われた場合の取扱い

当社は、1の契約者回線から1日あたり当社が別に定める量を超えるUQ電子メールの送

信が行われたときは、別記 16 に該当する行為がなされたものとして場合と同様に取り扱います。

ただし、その契約者からその送信行為が当該条項に該当しない旨の申告があり、当社が当該条項には該当しないと認めた場合は、この限りではありません。

18 端末設備の接続

- (1) UQmobile II 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、端末設備（UQmobile サービス II の契約者回線に接続することができるものに限り、以下この別記 18 において同じとします。）を接続するときは、当社所定の方法によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が別記 7 の技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が(2)アの技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 事業法第 53 条第 1 項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。
- (4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) UQmobile II 契約者が、その端末設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) UQmobile II 契約者は、その契約者回線への端末設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社に通知していただきます。

19 自営電気通信設備の接続

- (1) UQmobile II 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、UQmobile サービス II の契約者回線に接続することができるものに限り、以下この別記 19 において同じとします。）を接続するときは、当社所定の方法により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が別記 7 の技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) UQmobile II 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) UQmobile II 契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社に通知していただきます。

20 当社等の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するように維持します。

21 検査等のための端末設備の持込み

UQmobile II 契約者は、次の場合には、その端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、当社が指定した期日にサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 別記 5 又は 18 の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。
- (2) 電波法に基づく端末設備又は自営電気通信設備の検査を受けるとき。

22 UQmobile サービス II 利用権に関する事項の証明

(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、UQmobile サービス II 利用権に関する次の事項を当社の帳簿に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア UQmobile 通信サービス II の種類

イ 契約の申込みの承諾年月日

ウ 電話番号

エ 契約者（契約者の地位の承継があった場合において、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、その代表者）の住所又は居所及び氏名

オ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号

(2) 利害関係人は、(1) の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第 4 表（証明手数料）に規定する手数料の支払いを要します。

23 相互接続通信の料金の取扱い

別記 24 に規定する接続形態により行われる相互接続通信の料金は、その通信と他網相互接続通信とを合わせて別記 24 に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記 24 に定めるところによります。

ただし、当社又は協定事業者のオプション機能等に関する通信、協定事業者が提供する電報サービスの利用に係る通信及びその他相互接続通信について、この約款又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

24 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

(1) 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの

| 接続形態 | 料金設定事業者 | 料金請求事業者 | 料金の支払いを要す者 | 料金に関するその他の取扱い |
|------|---------|---------|------------|---------------|
| | | | | |

| | | | | | |
|---|--|--|----------------------------------|---|--|
| 1 | <p>発信 ： 当社の契約者回線</p> <p>着信 ： 携帯電話サービスに係る電気通信設備</p> | 当社 | 同左（第58条に規定する場合を除きます。） | その通話の発信に係る契約者回線の契約者 | この約款に定めるところによります |
| 2 | <p>発信 ： 当社の契約者回線</p> <p>着信 ： PHSサービスに係る電気通信設備</p> | 当社 | 同左（第58条に規定する場合を除きます。） | その通話の発信に係る契約者回線の契約者 | この約款に定めるところによります |
| 3 | <p>発信： 当社の契約者回線</p> <p>着信 ： 固定電気通信サービス（加入電話サービス、他網公衆電話、IP電話サービス又は中継サービスをいいます。以下この別記24において同じとします。）に係る電気通信設備</p> | 当社又は固定電気通信事業者（その固定電気通信サービスを提供する電気通信事業者をいいます。以下この別記24において同じとします。） | 当社（第58条に規定する場合を除きます。）又は固定電気通信事業者 | その通話の発信に係る契約者回線の契約者又は当社若しくは固定電気通信事業者の契約約款等に定める者 | この約款又は当社若しくは固定電気通信事業者の契約約款等に定めるところによります。 |
| 4 | <p>発信 ： 携帯電話サービスに係る電気通信設備</p> <p>着信 ： 当社の契約者回線</p> | 携帯電話事業者 | 同左 | その携帯電話事業者の契約約款等に定める者 | その携帯電話事業者の契約約款等に定めるところによります。 |
| 5 | <p>発信 ： PHSサービスに係る電気通信設備</p> <p>着信 ： 当社の契約者回線</p> | PHS事業者 | 同左 | そのPHS事業者の契約約款等に定める者 | そのPHS事業者の契約約款等に定めるところによります。 |
| 6 | <p>発信 ： 固定電気通信サービスに係る電気通信設備</p> <p>着信 ： 当社の契約者回線</p> | 当社又は固定電気通信事業者 | 当社又は固定電気通信事業者 | 当社又は固定電気通信事業者の契約約款等に定める者 | 当社又は固定電気通信事業者の契約約款等に定めるところによります。 |

(2) (1)以外のもの

ア 相互接続通信に関する料金は、他社相互接続通信に係る料金を除き当社が定めることとします。

イ 契約者回線から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者が支払いを要します。

25 特定の電気通信サービス

| 電気通信サービス |
|---|
| アルテリア・ネットワークス株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する電気通信サービスであって、電気通信番号規則別表第1号に規定する電気通信番号を用いるもの |

26 電話番号案内事業者

| 電話番号案内事業者 |
|--------------|
| 株式会社KDDIエボルバ |

27 UQmobile II 契約者の氏名等を通知する中継事業者

| 中継事業者 | 事業者識別番号 |
|-------------------------|--------------------------------------|
| KDDI株式会社 | 001、0051、0052、0053、0055、0056 又は 0057 |
| ソフトバンク株式会社 | 0041、0061、0063、0065、0066 又は 0083 |
| エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 | 0033 又は 0034 |
| アルテリア・ネットワークス株式会社 | 0060 |
| ブラステル株式会社 | 009120 又は 009121 |
| 株式会社アイ・ピー・エス | 0031 又は 0032 |

28 請求があったものとみなして取り扱うオプション機能

| オプション機能 |
|---|
| SMS機能、海外ローミング機能、ブロードキャスト文字メッセージ受信機能、インターネット接続機能 |

29 標準機能

| 種類 | 提供条件 |
|------------------------|---|
| 自動着信転送機能 (着信転送サービス) | その契約者回線に着信する通話を、あらかじめ指定された他の契約者回線等(当社が別に定めるものに限ります。)に、自動的に転送する機能をいいます。 |
| 備考 | <p>(1) UQmobile サービス II の契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。</p> <p>(2) この機能により転送される通話の料金については、この機能を利用している契約者回線のUQmobile II 契約者に支払っていただきます。</p> <p>(3) この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証できないことがあります。</p> |

| | | |
|----------------------------------|----|---|
| | | <p>(4) この機能を利用している契約者回線への通話及びこの機能により転送される通話については、電波が伝わりにくい等のため契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域を交換設備で確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏する移動無線装置との通話とみなして取り扱います。</p> <p>(5) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> |
| 発信要請機能 (番号通知リクエストサービス) | | <p>その契約者回線に着信した通話であって、発信者番号が通知されない通話に対して、発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を、発信者に通知する機能をいいます。</p> |
| | 備考 | <p>(1) UQmobileサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>(2) この機能により応答する通話に関する料金については、第46条（通話料及びデータ通信料の支払義務）及び第56条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。</p> <p>(3) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> |
| 応答保留機能 (応答保留サービス) | | <p>その契約者回線に着信した通話について、その端末設備の操作を行うことによりその通話を保留し、保留する旨を発信者に案内する機能をいいます。</p> |
| | 備考 | <p>(1) UQmobileサービスⅡの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>(2) この機能により応答する通話に関する料金については、第46条（通話料及びデータ通信料の支払義務）及び第56条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。</p> <p>(3) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> |

30 UQmobileⅡ契約者が指定できる支払方法

| 名義 | 支払方法 |
|----|--------------------------------------|
| 個人 | 当社が指定する金融機関等に係る口座振替又はクレジットカード決済 |
| 法人 | 当社が指定する金融機関等に係る口座振替、クレジットカード決済又は銀行振込 |

附則（21-OCT 営-005号）

（実施時期）

1 この約款は、令和3年9月2日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

2 この約款実施の日から当社が別に定める日までの間、au契約又はpov o 1.0契約への番号移行があった場合、その番号移行があった日を含む料金月のUQmobile II契約の基本使用料については、第45条（基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務）第1項第2号の表に定める起算終了日までの基本使用料を請求し、その料金と同条第1項第1号の規定に基づき日割した基本使用料の差額を、番号移行のあった日を含む料金月の翌料金月以降のau契約又はpov o 1.0契約に係る通信サービスの料金（それぞれ当社のau約款又はpov o 1.0約款に定めるものをいいます。）から減算する取扱いを行います。

3 この約款実施の日から令和3年11月以降の当社が別に定める日までの間に、料金表第1表第1（基本使用料）1（適用）（5）に定める自宅セット割（でんきコース）（以下この附則において「本割引」といいます。）の適用の申出があった場合、その適用を開始した日から当社所定の登録が完了する日までの間、その契約者回線に係る本割引については、同（5）の規定によらず、その契約者回線の基本使用料から同（5）に定める額（料金表通則の規定により基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて日割りした額とします。）の割引を行います。

4 前項の取扱いを行っている期間中に料金表第1表第1（基本使用料）1（適用）（5）に定める本割引の適用を廃止する事由が生じた場合の取扱いについては、同（5）の規定によらず、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は、それぞれ1欄の規定によるものとします。

| 区分 | 本割引の適用 |
|--|---|
| 1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日（同（5）のセの（ア）の②の場合は、地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。 |
| 2 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又は同（5）のセの（ア）の①により本割引を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。 |

（手続きに関する料金の支払いに関する経過措置）

5 この約款実施の日から当社が別に定める日までの間に、当社が別に定めるコードを利用したUQmobile II契約の申込み（契約移行によるものを除きます。）をし、その承諾を受けた場合、この約款の規定にかかわらず、そのUQmobile II契約に係る契約事務手数料の支払いを要しません。

6 この約款実施の日から当社が別に定める日までの間に、当社所定のアプリケーション若しくはWEBサイトにて手続きを行ったeSIMの発行又はeSIMの再発行については、この約款の規定にかかわらず、eSIM発行手数料及びeSIM再発行手数料の支払いを要しません。

（au契約の基本使用料等の支払いに関する経過措置）

7 削除 8 削除

(a u 契約又は U Q m I 契約の契約解除料の支払いに関する経過措置)

9 削除

10 削除

附則 (21-OCT 営-007号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和3年9月29日午前9時から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

2 この改定規定実施の日から当社が別に定める日までの間、 p o v o 2.0 契約への番号移行があった場合、その番号移行があった日を含む料金月の U Q m o b i l e II 契約の基本使用料については、第45条(基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務)第1項第2号の表に定める起算終了日までの基本使用料を請求し、その料金と同条第1項第1号の規定に基づき日割した基本使用料の差額を、当社所定の方法により減算等する取扱いを行います。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 令和3年9月2日から実施の附則第2項中、「 p o v o 契約」を「 p o v o 1.0 契約」に、「 p o v o 約款」を「 p o v o 1.0 約款」に、それぞれ改めます。

附則 (21-OCT 営-009号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年10月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、相互接続点からの通話に関する改正規定については、次表のとおりとします。

| | |
|---|--|
| 下欄以外の相互接続点からの通話に関する改正規定 | 令和3年10月1日午前0時00分00秒以降に開始した通話について実施します。 |
| 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話及び当社所定のサービスを利用して行った相互接続点からの通話に関する改正規定 | 令和3年10月1日午前0時00分00秒以降に着信のあった通話について実施します。 |
| 備考 上欄に定める当社所定のサービスは、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供するメンバーズネットをいいます。 | |

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 令和3年9月2日から実施の附則第10項について、「削除」に改めます。

附則 (21-OCT 営-010号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年10月20日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 令和3年9月2日から実施の附則第7項を、次のように改めます。

この約款実施の日以降、a u 契約からの番号移行によるUQ mobile II 契約の申込みがあった場合、その番号移行のあった日を含む料金月（以下この項及び次項において「番号移行月」といいます。）のa u 契約の基本使用料等（基本使用料及びオプション機能使用料（当社のa u 約款に定める5G NET機能、5G NET for DATA機能、LTE NET機能、LTE NET for DATA機能又はEZweb機能に係るものに限ります。以下この項及び次項において同じとします。）などの月額で定める料金（当社所定のものに限ります。）をいいます。以下この項及び次項において同じとします。）は、次表に定める起算開始日から起算終了日までの期間に係る日数に応じて、a u 約款に定める料金額を日割りした額とします。この場合において、計算結果に1円未満の端数が生じた場合の取扱いは、a u 約款に定めるところによります。

| | |
|-------|--|
| 起算開始日 | 番号移行月の初日（その料金月において、a u 契約に係る契約者回線、オプション機能又はその他月額で定める料金の支払いを要するサービスの提供を開始した場合はその日とします。） |
| 起算終了日 | 番号移行のあった日の前日（a u 契約に係る契約者回線、オプション機能又はその他月額で定める料金の支払いを要するサービスの提供を開始した日と番号移行のあった日が同一の日である場合は、その日とします。） |

4 令和3年9月29日から実施の附則第2項中「番号移行のあった日を含む料金月の翌料金月以降のpovo2.0 契約に係る通信サービスの料金（当社のpovo2.0 約款に定めるものをいいます。）から減算する取扱い」を「当社所定の方法により減算等する取扱い」に改めます。

附則（21-OCT 営-011号）

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年11月25日から実施します。

ただし、この改正規定中、契約移行手数料に関する改正規定については、意表のとおりとします。

| | |
|-----------------------------------|--|
| 1 2以外の場合 | 令和3年11月25日以降に契約移行によるUQ mobileサービスIIの提供を開始したのから実施します。 |
| 2 当社所定のサービス取扱所において、契約移行の申込みがあった場合 | 令和3年11月25日以降に契約移行の申込みがあったものから実施します。 |

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（21-OCT 営-014号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和4年1月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（21-OCT 営-015号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和4年3月7日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（22-OCT 営-001号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 令和3年9月2日から実施の附則第7項、第8項及び第9項について、それぞれ「削除」に改めます。

附則（22-OCT 営-003号）

この改正規定は、令和4年4月15日から実施します。